ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 94 号 2023 年 7 月

HEADLINE

本号では、法務省法務総合研究所が主催して 2023 年 5 月 27 日に実施した法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」を取り上げました。これは、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと連携して毎年実施している法整備支援連携企画の一つであり、オンラインと会場（法務省国際法務総合センター国際会議場 A）を併用したかたちで開催されました。本連携企画「法整備支援へのいざない」は、国際協力に興味がある方、法整備支援について知りたい方、法律を勉強するか国際関係を勉強するか今後の進路に迷っている方を主に対象にするものです。

（目次）

開会挨拶　法務省法務総合研究所長　上冨　敏伸・・・・・・・・・・・・・ 3

導入講義　**「法整備支援ってなんだ？」**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
法務省法務総合研究所国際協力部教官　後藤　圭介
法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門主任国際専門官
菅原　優志

パネルディスカッション①　**「法整備支援への携わり方」**　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
パネリスト:
摂南大学法学部准教授　大川　謙蔵
JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム
芳村　慶祐
JICA 長期派遣専門家（カンボジア）　戸部　友希
在ベトナム日本国大使館書記官　井倉　美那子
モデレーター:
法務省法務総合研究所国際協力部教官　茅根　航一

パネルディスカッション②　「長期派遣専門家の仕事」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

パネリスト:

JICA 長期派遣専門家（ベトナム）　渡部　吉俊

JICA 長期派遣専門家（インドネシア）　西尾　信員

法務省法務総合研究所国際協力部調査員、

元 JICA 長期派遣専門家（カンボジア）、弁護士　内藤　裕二郎

モデレーター:

法務省法務総合研究所国際協力部副部長　須田　大

総括質疑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

連携企画告知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

法務省法務総合研究所国際協力部教官　茅根　航一

名古屋大学大学院法学研究科特任講師　傘谷　祐之

慶應義塾大学大学院法務研究科教授　松尾　弘

閉会挨拶　国際民商事法センター監事・弁護士、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

前駐ノルウェー日本国大使、元東京高等検察庁検事長

田内　正宏

司会:法務省法務総合研究所国際協力部教官　菊地　英理子

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

・法整備支援ってなんだ？（後藤　圭介氏）

・ICD 専門官の役割と ICD の魅力（菅原　優志氏）

・ベトナム法整備支援プロジェクト「法整備・執行の質及び効率性向上」（渡部　吉俊氏）

・インドネシア法制度整備支援プロジェクト（西尾　信員氏）

・自己紹介、カンボジア民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト（内藤　裕二郎氏）

・私の経歴など（須田　大氏）

（菊地） ただいまから、法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」を開会いたします。私は、本日の司会進行を務めます、法務総合研究所国際協力部教官、菊地英理子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「法整備支援へのいざない」は、名古屋大学法政国際教育協力研究センターが開催するサマースクール、慶應義塾大学大学院法務研究科が開催する法整備支援シンポジウムとの連携企画として実施しているものでございます。名前を変えながら、今回で 15 回目を迎えます。今年の「法整備支援へのいざない」は、会場参加とオンライン参加を併用した方式で開催しております。

質疑応答につきましては、各セッションの間でも可能な限り取り上げますが、最後に総括質疑の時間を設けております。事前にご質問を頂いておりますが、各セッションの途中あるいは休憩時間を利用して、Zoom の Q&A 機能にて追加のご質問を承っております。ご質問の際は、どなたへ質問したいのかを明記していただくようお願いいたします。

それでは、法務総合研究所所長の上冨敏伸より開会のご挨拶を申し上げます。上冨所長、よろしくお願いいたします。

開会挨拶

上冨敏伸（法務省法務総合研究所長）

本日は、「法整備支援へのいざない」にご参加くださり、ありがとうございます。昭島会場だけではなく、オンラインでも、多くの若い皆さんにご参加いただいていることを嬉しく思います。法務総合研究所長の上冨と申します。

本日ご参加いただいている皆さんは法整備支援にご関心をお持ちのことと思いますので、既にご存じかもしれませんが、法務省における法整備支援は、平成 6 年（1994 年）のベトナムに対する支援の協力の開始を端緒とし、その後、カンボジア、ラオス、インドネシアと、対象国を次第に広げながら現在に至っています。その歴史は既に四半世紀を超えており、今日は、その頃はまだ生まれていらっしゃらなかったという方もご参加いただいているかもしれません。

せっかくの機会ですので、法務省において法整備支援を主として担当している法務総合研究所の国際協力部についても若干の紹介をさせていただきます。同部は、法務省における法整備支援に専従する組織として、平成 13 年（2001 年）に設けられた部署で、こちらも既に 20 年を超える活動実績を有しています。今日のシンポジウムでは、同部の略称である ICD という言葉を何度もお聞きになることと思います。この機会にご記憶くだされば幸いです。

本日は、導入講義に続いて、2 つのパネルディスカッションを準備いたしました。1 つ目は、様々な立場から法整備支援に関わっておられるパネリストにご登壇いただきます。後半のパネルディスカッションでは、長期専門家として現に活動し、あるいは以前活動された方々にご登壇いただきま

す。いずれのプログラムも、実際の経験に基づいた、具体的で興味深い話をうかがうことができると思います。ご期待ください。

法整備支援は相手のある活動です。そして、相手方である対象国のあり様は様々です。歴史的事情から同じような法系に属すると思われる国であっても、その国ごとの伝統や慣習、人々の考え方は当然様々であり、法文化もその影響を受けています。また、各国の社会的、経済的、あるいは司法分野における実情や、その抱えている課題も国によって異なります。そうである以上、それぞれの国が求めている法整備の内容、各国のニーズもまた国によって異なります。法整備支援というのは、そのような対象国の実情とニーズを細やかにくみ取り、必要とされる知見を提供し、対象国のカウンターパートの皆さんと一緒に解決策を考える。そのような、オーダーメイドのプロジェクトです。

そのために、現地に派遣されている JICA の専門家の皆さんも ICD のスタッフも、日々奮闘しています。本日のプログラムでは、そうした活動に携わる方々からお話をうかがうことができますので、法整備支援の生の姿の一端をお感じいただければ幸いです。そして、そうした活動の結果として、日本との間でも、また、地域の国々の間でも、共通して理解できる法的な考え方、法的な基盤が出来上がったとすれば、それは法整備支援の大きな成果です。

一朝一夕で目に見えるような成果が上がる活動ではありません。それでも、先ほど申し上げたように、これまでの長く地道な活動の中で得られた成果は決して少ないものではないと、担当者の一人として自負しているところです。

本日ご参加いただいている若い皆さんが、法整備支援について具体的なイメージをお持ちいただくとともに、一人でも多くの方がこの分野にチャレンジしてみようと考えていただけるようになれば、主催者としてこれに勝る喜びはありません。

以上をもって、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

（菊地） 上冨所長、ありがとうございました。

それでは、導入講義に移ってまいります。「法整備支援ってなんだ？」と題しまして、法務総合研究所国際協力部教官、後藤圭介、法務総合研究所総務企画部　国際事務部門主任国際専門官、菅原優志よりご説明いたします。後藤教官、菅原専門官、よろしくお願いいたします。

導入講義「法整備支援ってなんだ？」

後藤圭介（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

菅原優志（法務省法務総合研究所総務企画部　国際事務部門主任国際専門官）

（後藤） 皆さん、こんにちは。法務省法務総合研究所国際協力部教官の後藤圭介と申します。本

日は、「法整備支援へのいざない」にご参加いただきありがとうございます。

（菅原） 皆様、こんにちは。主任国際専門官の菅原と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

1．法整備支援って何だ？

（後藤） それでは、まず私、後藤のほうから、本企画の導入講義として、法整備支援の概要について、スライドに沿って簡単に紹介していきます。

＜スライド 1＞ これから行う導入講義の内容は、大きく分けて 2 つあります。

＜スライド 2＞ 「法整備支援とは？」ということと、「法整備支援はどのように行われているか？」この 2 点になります。1 点目は、法整備支援は、どのような目的で、どのような活動をしているのかということの説明でございます。2 点目は、日本の法整備支援が、どのような人々が、どういう方法で行っているかを説明し、その中で法務省がどのような役割を果たしているのかについても併せて説明していきたいと思います。

＜スライド 3＞ それでは、さっそく 1 点目の「法整備支援とは？」という点から説明をしていきたいと思います。

＜スライド 4＞ 法整備支援とは、支援対象国、主に開発途上国ですけれども、その国に対し、それらの国々が進めている法制度の整備の支援をすることをいいます。

この法整備支援には 3 つの柱があると言われています。1 つ目が「法律を作る支援」、2 つ目が、「法律が適正に運用・執行されるための支援」、3 つ目が「法律家などの人材育成支援」になります。これから、この 3 つの柱について順番に説明をしていきたいと思います。

＜スライド 5＞ 1 つ目の柱は「法律を作る支援」です。この点についてはラオスの例をご紹介したいと思います。ラオスは社会主義国家ですが、1986 年から市場経済への移行を支持する新しい法制度の構築を推進しています。ラオス政府は、この政策に伴って、所有権法や契約法などの個別法を制定してきましたが、これらは小さな立法の積み重ねであって、その都度、実務の変化に対応する形で進められたため、それぞれの法律の規定が矛盾するという状況が生じていました。そこで、こうした問題点を解決するため、2012 年から統一的な民法典を作成するための支援が行われ、2018 年には民法典が成立し、2020 年 5 月に施行されております。

＜スライド 6＞ 次に、2 つ目の柱、「法律が適正に運用・執行されるための支援」について説明し

ます。この点についてはスリランカを例にお話しします。スリランカは、2009年に長年続いた内戦が終わって、社会制度の再建に取り組んでいます。しかし、現在のスリランカの裁判所は、訴訟が遅延し、大量の事件が処理されないままになっているという問題を抱えています。そこで、2019 年から、刑事訴訟の遅延解消を目的として、訴訟運営のあり方等について講義や意見交換を行うなどの支援が行われています。

＜スライド 7＞　そして、3 点目の柱、「法律家などの人材育成支援」についてですけれども、この点についてはカンボジアを例に説明していきます。カンボジアでは、1970年代、ポルポト政権時代に多くの知識人が虐殺され、法律家がほとんどいなくなるという事態が生じました。そこで、裁判官と検察官を養成する学校に対する支援を行い、その学校で、先生となる人材を育てたり、授業のカリキュラムを改善するための支援活動を行っております。

＜スライド 8＞　さて、法整備支援がどういったものかという点について、ざっくりとではありますけれども、ある程度イメージを持っていただくことができたと思いますので、次は法整備支援の目的についてお話ししたいと思います。

法整備支援は、支援を通じて、支援対象国において法の支配やグッドガバナンスが確立し、個人の権利が守られて、経済活動が活発になり、社会が持続的に発展し、国が安定するための基盤を作ることを目的としています。

日本で暮らしているとなかなか想像できないかもしれませんけれども、法律が整備されていない社会ですと、例えば、財産が理由もなく取り上げられたり、相手が約束を守ってくれなくてもそれに対する打つ手がなかったりというような状況になっています。個人の権利は守られていませんし、経済活動を円滑に行うことも難しい状態で、社会が発展する土台が築かれていないといえます。こうした状態を解消して、支援対象国が持続的に成長するための土台を作ること、これが法整備支援の目的であります。

では、どうしてそのような支援を日本が行うのか。こういった点を疑問に思う方がいるかもしれませんが、その疑問に対する答えというのは必ずしも 1 つではありません。支援対象国の法の支配の確立に貢献すること。これによって、日本は国際社会での責任を果たす。支援対象国との信頼関係を構築する。そういったことが可能となります。また、例えば日本企業が海外に進出する際にも、法整備が十分になされていない国では安心してビジネスを展開することはできません。法整備支援には、日本企業の海外展開を支えるという側面もあるのです。

＜スライド 9＞　そして、この法整備支援ですけれども、日本だけが実施しているわけではなくて、欧米諸国も実施しております。その中で、日本の法整備支援は寄り添い型であるという特徴があります。支援対象の相手の国にはそれぞれの歴史がありますし、それぞれの価値観や事情がありま

す。日本の法整備支援は、日本の制度や価値観を押しつけるのではなくて、相手の国の方と対話しながら、その国の実情に応じて法制度を一緒に考えていく、こういう姿勢を大事にしております。具体的にどういった活動をしているのかということについては、この後のこの講義でも概要についてはお話ししますし、この後のプログラムでも詳しく紹介するところがありますが、先ほど申し上げたとおり、日本の法整備支援については、法律を作る支援だけではなくて、その運用・執行、さらには、それを行う支援対象国の人々の人材育成までも支援して、支援対象国自身による持続的な法制度の運用まで目指しているというところも、この寄り添い型の支援の特徴の一つといえると思います。

＜スライド 10＞　それでは、ここからは、この講義の 2 点目、「法整備支援がどのように行われているか？」という点に進みたいと思います。

＜スライド 11＞　法整備支援の実施には、このスライドにもあるとおり、多くの職種の方々が関与しており、その意味では、法整備支援はオールジャパンの取組みであると言われています。この中で、法務省がどのような形で関わっているかという点については、私が所属する国際協力部の紹介も兼ねながら説明していきたいと思います。

＜スライド 13＞　これは法務省の機構図になります。国際協力部は、法務省の法務総合研究所という機関の中にあり、法務省の法整備支援を実施する部署になります。

＜スライド 14＞　国際協力部は 2001 年に結成され、今年（2023 年）で 22 年目を迎えます。International Cooperation Department の頭文字を取って ICD と略されることもあります。国際協力部には、検察官出身である部長、副部長。検察官、裁判官、法務省民事局出身である教官。検察庁、法務局等出身の専門官など、様々なバックグラウンドを持った職員がいます。ちなみに、私は検察官出身の教官になります。

＜スライド 15＞　そして、この国際協力部が入っている法務省法務総合研究所の国際法務総合センターには、この写真のような会議室もあります。ちなみに、今私がいるこの部屋は、写真の左側、国際会議場 A になります。

＜スライド 16＞　ここからは、私たち国際協力部がどのような活動をしているかについて説明をしていきます。

　我々の支援活動の中には、JICA（独立行政法人国際協力機構）と協力して行っているものと、国際協力部が独自に行っているものがあります。

　まず、JICA と協力して行っている支援について説明をしていきます。ご存じのとおり、JICA は

ODA の実施主体として、発展途上国に対する支援を幅広く行っています。鉄道の建設や水道の整備など、ハード面の支援がイメージの掴みやすいところであると思いますけれども、法整備支援もこれら ODA に基づく支援の一つになります。

JICA が行う法整備支援にも様々な形がありますが、代表的な形を紹介すると、JICA が法整備支援プロジェクトを立ち上げます。そして、支援対象国に検察官、裁判官、弁護士である長期専門家を派遣します。長期専門家は現地に滞在して、相手国の担当者、具体的には裁判所や行政官庁の方々と、プロジェクトで設定した課題の解決に取り組むことになります。このプロジェクトの中では、課題の解決に必要な知識等をインプットするため、日本から現地に出向いて講義等を行う現地セミナー、あるいは、現地の方々を日本に招いて講義や法廷傍聴等を行う本邦研修を実施することもあります。

我々法律の専門家が集まる国際協力部は、このような JICA のプロジェクトに協力する形で支援を行っています。国際協力部のメンバーは、先ほど申し上げた JICA の長期専門家と日常的に連絡を取り合って、長期専門家たちとともに、プロジェクトの中で生じた課題の解決等に当たっています。国際協力部に所属する我々教官ですけれども、JICA の長期専門家として現地に派遣される例が多いです。そして、現地セミナーや本邦研修を実施する場合には、そのプランニングをしたり、実際に講義を担当したりもしております。また、JICA のプロジェクトでは、法務省の国際協力部以外にも、裁判所や弁護士会、あるいは大学や研究機関とも協力しておりますが、国際協力部はこれら日本の諸機関と JICA との窓口にもなっており、いわばハブのような役割も果たしております。

＜スライド 17＞ そして、今映しているスライドは、これまで説明した JICA と国際協力部が協力して行っている支援活動のうち、現在、長期専門家が派遣されているプロジェクトの例を示しております。現在、支援対象国に派遣中の検察官、裁判官、弁護士、行政官出身の長期専門家の数ですけれども、それぞれの色の着いた人形の数に応じて派遣されている状況でございます。

時間の関係もありますので、なかなか一つずつをご紹介することはできないのですけれども、法律を作る支援のみならず、実務の運用改善や人材育成にも力を入れていることがわかってもらえると思います。インドネシアのプロジェクトをご覧いただければ、民法等の基本法令の支援に止まらず、知的財産法といったビジネス関連法令の環境整備も支援しており、日本企業の海外展開を支える活動であるという点がご理解いただけると思います。

以上が、JICA のプロジェクトを通じた国際協力部の活動になります。

＜スライド 18＞ 次に、我々国際協力部が独自に行っている支援について説明していきます。活動の内容としては、支援対象国の裁判所や行政官庁の方々と直接やりとりをして、支援対象国の課題の解決について支援をしたり共同研究を行ったりしています。ここでも現地セミナーや本邦研修を実施しており、我々教官が中心となって講義等を行っておりますけれども、裁判所や大学等

の諸機関のご協力も頂いているところでございます。

＜スライド 19＞　このスライドは、国際協力部独自の支援活動の例になります。様々な国の幅広い分野について支援活動を行っていることがわかっていただけると思います。

＜スライド 20＞　それでは、実際の活動の様子を写真で見ていただきたいと思います。

これは、今年（2023 年）の 4 月に、ラオスの方々が日本に来て、JICA の研修施設で研修を行った時の写真になります。日本での研修ですけれども、研修参加者に日本の法制度を紹介する講義を行ったり、相手国の課題について日本の専門家と研修参加者との間で議論を行ったり、裁判所など日本の関係機関を見学してもらうことも通じて、相手国の法整備を支援しているところであります。

＜スライド 21＞　こちらは現地セミナーの様子の写真です。これはスリランカでの現地セミナーで、模擬裁判を実施した時の写真になります。

＜スライド 22＞　さて、ここまで法整備支援を紹介してきました。この講義を聞いていただいている方の中には、法整備支援に自分も携わりたいと思っている方がいるかもしれないので、法整備支援に携わる方法について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

まず、我々国際協力部で教官や国際専門官として勤務するということが、法整備支援に携わる方法の一つです。国際協力部には、検察官、裁判官のみならず、検察事務官、法務省、法務局出身の職員等がいます。もちろん、所属する組織の人事の関係がありますので、必ずしも希望どおりにいくとは思いませんけれども、例えば、私が所属する検察庁であれば、法整備支援に関与したいという希望を出すことは可能です。

また、国際協力部で勤務するほかにも、JICA の職員として勤務する、弁護士として日本弁護士連合会が行う法整備支援活動に関与する、法律の研究者として海外の法や法整備の研究をしたり、海外の学生を指導して人材を育成したりする、さらには、国連などの法整備支援を行っている国際機関で勤務するなど、方法はいろいろあります。

この後、この導入講義では、国際協力部で勤務する専門官の方から国際協力部国際専門官の仕事についてご紹介をし、さらに、パネルディスカッションでは、様々な立場で法整備支援に携わっている方々からお話をうかがいますので、楽しみにしていただければと思います。

＜スライド 23＞　最後になりますが、「法整備支援へのいざない」を通じて法整備支援に興味を持っていただいた方は、国際協力部が発行する「ICD NEWS」をご覧いただければ当部の活動をより具体的に知ることができます。オンラインで無料で読むことができますので、ぜひご覧ください。

＜スライド 24＞　それでは、私からの講義は以上とさせていただき、専門官の菅原から、専門官の仕事についてご紹介させていただきたいと思います。ありがとうございました。

2. ICD 専門官の役割と ICD の魅力

（菅原）＜スライド 1＞　改めまして、ICD 専門官の菅原と申します。私からは、今表示されておりますスライドに沿って、ざっくりではございますが、ICD 専門官に関して 3 つの点でご紹介をさせていただきます。

＜スライド 2＞　1 点目は「ICD 専門官である私のバックグラウンド」について、2 点目は「ICD 専門官の役割」について、3 点目は「ICD の魅力」についてです。以上、3 つの点について簡潔にご紹介をいたします。

＜スライド 3＞　それでは、まず 1 点目の「私のバックグラウンド」についてご紹介をいたします。

＜スライド 4＞　私は行政職の国家公務員でございまして、採用の試験種別といたしましては国家公務員一般職でございます。平成 22 年 4 月に、法務省の地方支分部局、いわゆる出先機関である横浜地方法務局に入局をいたしまして、同局で登記、戸籍、国籍等の業務に計 6 年間従事をいたしました。その後、平成 28 年 4 月に法務本省大臣官房人事課へ異動し、法務本省内の複数の部署を含め、計 6 年間勤務をした後、昨年（令和 4 年）の 4 月に、この ICD へ異動してまいりました。現在、ICD 専門官として 2 年目の勤務となります。ちなみにですが、私は ICD に異動になるまでは国際業務の経験が全くなく、国際業務は ICD が初めてとなります。

＜スライド 5＞　続いて、2 点目の「ICD 専門官の役割」についてご紹介をいたします。

＜スライド 6＞　私が考える ICD 専門官の役割は、教官が描いた絵である研修の内容を実現するための準備を行うことです。ここでは、どういった場合に、どのような準備が必要となるのかについて、主なものを 2 点ご紹介いたします。

1 点目は、海外に出張して研修を行う場合です。海外に出張して研修を行う場合には、まず、現地の関係機関と調整をして研修の日程や場所を決める必要がございます。この研修の日程や場所を決めるにあたっては、英語が通じず、現地の言語でのやりとりが必要な場合も多くございますので、通訳の方を手配できるかどうかも併せて検討する必要がございます。また、公共交通機関が発達していない国が多いため、移動するための車の手配や宿泊施設の手配、公用旅券の手配や、入国にビザが必要な国であればビザを取得する手配、あとは、現地が暑いのか、それとも寒いのかなど、気候状況の確認をはじめとして、現地の様々な情報を収集するなどの準備が必要となります。さらに加えて、教官が研修を効果的に行うために必要なアドバイス・助言も行うなど、研修の成

功に向けて教官とともに綿密な準備を行っております。

次に、2 点目ですが、海外から研修参加者が来日して日本で研修を行う場合です。こちらにつきましても、来日する研修参加者と研修日程の調整が必要な点や、通訳の方や車両が必要な場合は併せて手配するという点については、海外で研修を行う場合と同じなのですが、日本で研修を行う場合には、特に食事に関する問題がネックとなります。具体的には、宗教上、食事に制限がある場合です。日本でも、ハラル等の食事制限に対応したお店は、最近では多くなってきているものの、それでもまだ数としては少ないため、食事の場所やメニューを決めるのに苦慮することが多いというのが実情でございます。また、宗教上、お祈りすることが必要な方もいらっしゃいますので、お祈りに適した場所を探したり、お祈り時間を考慮したタイムスケジュールを検討するなど、研修参加者に対して様々な配慮を行っております。

＜スライド 7＞　最後に、3 点目として、こちらは ICD 専門官としてではなく、ICD そのものの魅力についてご紹介をさせていただきます。

＜スライド 8＞　私が考える ICD の魅力は 2 つございます。1 点目は、みんなが笑顔になることです。

＜スライド 9＞　こちらの写真をご覧ください。こちらの写真は、昨年度（2022 年度）実施をいたしました共同研究のワンシーンでございまして、昼食会の中で懇親を深めている様子でございます。向かって左が研究参加者、右が ICD 教官でございます。私がこの写真から皆様に何をお伝えしたいかといいますと、ICD は笑顔が見られる職場であるということです。しかも、研究参加者の笑顔に触れることができるだけではなく、我々ICD 職員も笑顔になることができます。冒頭 1 点目の「私のバックグラウンド」で申し上げたとおり、私は国家公務員でございますので、当たり前のことではありますが、職務を行うにあたっては常に中立、公正な職務執行が求められます。そのため、これまでに経験した業務では、接する方の笑顔を必ずしも見られる業務ばかりではございませんでした。しかし、我々ICD が行う業務は、法整備を支援するという、研修参加者のために行う業務でございますので、みんなで精一杯考えて研修内容を充実化することによって、相手の笑顔がいっぱい見られますし、我々も笑顔になれます。

＜スライド 10＞　そして、笑顔が見られるということに加えて、2 点目の ICD の魅力として、相手から感謝もされます。笑顔が見られて、相手に感謝され、心と心が通じ合うことを実感できるのが ICD の魅力であると、私はそのように考えています。

＜スライド 11＞　本日は、ICD 専門官や ICD について、大まかではございますが、3 点ご紹介をさせていただきました。

＜スライド 12＞　最後になりますが、本日のこの「いざない」をきっかけに、法整備支援に興味を持っていただければ幸いでございます。私からのご紹介は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

（後藤）　以上で、我々の導入講義を終了させていただきます。ありがとうございました（一同拍手）。

（菊地）　後藤教官、菅原専門官、ありがとうございました。

パネルディスカッション①「法整備支援への携わり方」

パネリスト：

大川　謙蔵（摂南大学法学部准教授）

芳村　慶祐（JICA ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム）

戸部　友希（JICA 長期派遣専門家（カンボジア））

井倉　美那子（在ベトナム日本国大使館書記官）

モデレーター：

茅根　航一（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

（菊地）　それでは、パネルディスカッション第 1 部に移ってまいります。第 1 部のテーマは「法整備支援への携わり方」です。ここからは、モデレーターを務めます、法務総合研究所国際協力部教官、茅根航一より進行させていただきます。茅根教官、よろしくお願いいたします。

（茅根）　皆さん、こんにちは。このパネルディスカッションは、「法整備支援への携わり方」と題し、法整備支援の現場で活躍されている方々から、それぞれの経験や知見に基づいて、法整備支援との関わりや醍醐味などを語っていただきます。ご聴衆の中におられる学生や法律実務家の方々に、法整備支援を今後のキャリアの選択肢の一つとして考えていただくため、法整備支援への携わり方としてどのようなものがあるか、そこに辿り着くキャリアパスはどのようなものかを知っていただき、キャリアパスの参考となることを目指しております。私は、モデレーターを務めます、法務省法務総合研究所国際協力部教官の茅根航一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　このパネルディスカッションでは、まず、4 名のパネリストの方々にそれぞれ自己紹介をいただいてから、大きく 2 つのテーマについてお話をいただきます。1 つ目のテーマは「どうすれば法整備支援に携わることができるのか」という点について、2 つ目のテーマは「法整備支援に必要なスキルや能力など」についてです。その後、参加者の方々から寄せられた質問などにお答えいただく予定でおります。

1．自己紹介。法整備支援に関してどのような仕事をしているか

（茅根） まず最初に、パネリストの方々から、これまでのご経歴や、現在、どのような立場で、どのような仕事をしているかなどを含め、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。まず、会場にお越しいただいている、摂南大学の大川謙蔵先生、お願いいたします。

（大川） 大阪の摂南大学というところから来ております、大川謙蔵と申します。よろしくお願いいたします。

私は現在、ラオスとウズベキスタンの活動に参加させていただいておりまして、いくつか活動しているのですが、実は、元々、この支援をしたいとか、支援を視野に入れて勉強をしていたとかいう形ではありませんでした。就職した後に、今回とは少し違うのですが、別の方が法務省の民事局の仕事としてラオスの身分関係の法制調査をお受けされて、その時にお手伝いをしたというのがラオスとの一番最初のつながりです。その時は、内容的には国籍法とか家族法の部分ですね、そういったところを対象として調査して報告書を作ったりしました。その時はそれで終わったのですが、その後、ラオスでこういった活動をなされている、特に、当時は民法典の起草で、今はもう成立、施行まで行っておりますけれども、その活動を、慶應義塾大学の松尾弘先生をはじめ、いろいろな方がされていたところに関与させていただいて、ラオスに関しては今に至るという状況でございます。

ですので、そういった経歴もあるのと、あと、私の大学では、そういった法整備支援とかいう形は直接はないのですけれども、少し違う角度の話になるかもしれませんが、SDGsとか、最近ではいろいろな議論が出てきていると思います。Goal 16 としての「平和と公正をすべての人に（access to Justice）」というような視点がやはり重要だということで、その視点を絡めながらという形で講義で話をしたりもしております。

それで、具体的な活動の中身ですが、簡単に言いますと、これまでは、民法典の起草に関して協力するといいますか、ラオスについては、「我々が作るのだ」ではなくて、向こうの方々が作って、それについて意見や議論をしたりということをしてきています。それと並行しながら、リサーチペーパーという形で、コンメンタールのようなものですね、そういったものも作りながら議論したりして、両者とも今成立し、配布したりしているという形です。

私の支援との関係としては、簡潔ですけれども、このような形になります。

（茅根） 大川先生には、ラオス支援に当たるアドバイザリーグループにも所属していただくなど、法整備支援では日頃からお世話になっています。

続いて、オンラインでカンボジアからご参加いただいている、JICA 長期派遣専門家、戸部友希様、お願いいたします。

（戸部） JICA の長期専門家としてカンボジアにおります、戸部友希と申します。私は元々裁判官

出身でして、2016 年に任官して、今 8 年目くらいになります。これまで、裁判官としては、民事事件、刑事事件、少年事件といったものを担当してきました。そのうちの 1 年間、ベルギーへ留学したこともありました。その上で、昨年（2022 年）の 10 月から半年間、ICD で教官として、日本の中で、まずはカンボジアの法整備支援の業務をした後、今年（2023 年）の 3 月に入ってからカンボジアの首都のプノンペンに赴任をしてまいりました。

私の今の仕事の内容ですけれども、カンボジアでは昨年（2022 年）の 11 月に新しいプロジェクトが始まりまして、司法分野の人材育成をするプロジェクトというものです。具体的に言うと、将来裁判官になる方、修習生であったり、現役の裁判官の方の養成をより良くするためにどうするかということをやっているところです。その中で、プロジェクトのリーガルアドバイザーとして赴任をしているところです。

先ほど後藤教官のご説明でもありましたけれども、カンボジアは 1970 年代以降に既存の法制度や法曹人材が失われてしまい、その後、日本の起草支援で、民事訴訟法が 2007 年から、民法が 2011 年から適用されていて、その後、民事法の適切な運用や普及のために様々なプロジェクトがされてきています。例えば、関連法令の整備であるとか、教育改善、書式例であるとか判決公開とか、そういったプロジェクトをこれまでもされてきたのですけれども、今でも裁判官は民法や民事訴訟法といった基本的な法令の解釈や適用にとても苦労をされているという現実がある。そこで、裁判官を養成する学校の教育体制であるとか、カリキュラム、教材、教える内容とか、そういったことを改めて見直してより良くすることを目的として、5 年間の予定でプロジェクトを行っています。

今は、1 年間かけて、どんな問題や課題があるのかということを調査しているところで、その中で、議論をサポートしたりとか、日本での経験をシェアしたりとか、質問に答えたりとか、そういったことをしているところです。

（茅根） 戸部さんとは、カンボジアに赴任される前の半年間、ICD で同僚として一緒に勤務させていただいたのですけれども、カンボジアでお元気な様子でとてもよかったと思います。

では、続きまして、会場にお越しいただいている、独立行政法人国際協力機構（JICA）ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム、芳村慶祐様、お願いいたします。

（芳村） ただいまご紹介いただきました、JICA の芳村と申します。私は、JICA の職員の立場からの法整備をどういう風に見ているかというところについてお話ができればと思います。

私は、大学と大学院はずっと法律を勉強してきていまして、大学と大学院の時にベトナムとラオスで JICA の法整備支援のプロジェクトでインターンをしたことが法整備支援に興味を持ったきっかけで、実は、ラオスでは、お隣に座っていらっしゃる大川先生とご一緒させていただいたということもありまして、今に至っています。

私は 2020 年に JICA に入構しまして、最初の部署は、東南アジア・大洋州部というところでベトナムの担当をしておりました。元々、私は法整備支援をやりたくて JICA に入ったのですけれども、最初の部署ではあまりそういったところには触れられず、全く関係ない、電力ですとか地方開発のような案件を担当しておりました。2022 年の 5 月、ちょうど 1 年前にガバナンス・平和構築部の法・司法チームに異動しまして、やっと念願叶って法整備支援の担当をできているところです。

これは、左側がベトナムでインターンをした時の写真で、右側がラオスでインターンをした時の写真です。この時は学生だったのですけれども、今こうやって JICA の職員としてまた法整備のところに戻ってこれて、すごく嬉しいなという風に思っています。

せっかくの機会ですので、まず、JICA がどういう風に法整備支援に関わっているかというところを、先ほど後藤教官からもご説明がありましたが、簡単にご説明させていただきます。

JICA は日本政府が行う政府開発援助の実施機関としておりまして、その国際協力の一環で、法整備支援を、法務省、ICD の皆さんのご協力の下、1990 年代から実施してきたということで、まさに JICA 職員は、ここの図に記載しておりますとおり、皆さんの中心に立って、戦略の策定から案件を実際に作っていって、また、実施・管理して、また、その案件がどうだったかというのを評価をしていく、一連のプロセスに携わる立場におります。よく、「JICA 職員の仕事はプロデューサー」という風に言ったりもしております。

現在、私は法・司法チームの担当職員として、ここに書いてあるような、民事法、刑事法、また、競争法の案件の担当をしていたり、また、技術協力の一環として、留学生の受け入れといったところも担当しております。国際協力というと途上国に現場があるようなイメージかなと思うのですけれども、実は、留学生の受け入れですとか、また、先ほどご説明があったような本邦研修などで、国内にもたくさん現場があるということはこの機会にお伝えしたいと思います。

専門家や JICA の現地事務所と、また、途上国政府と協議をしながら、何が必要とされていて、日本としてどのようなアプローチができるのかというところを考えながら毎日仕事をしているところです。

（茅根） 芳村さんとはベトナムの案件の関係で度々やりとりをさせていただくなど、日頃からお世話になっております。また、JICA の法整備支援についての役割のご説明もありがとうございました。

では、最後に、オンラインでベトナムからご参加いただいている、在ベトナム日本国大使館書記官の井倉美那子様、お願いいたします。

（井倉） ただいまご紹介にあずかりました、在ベトナム日本国大使館の井倉と申します。

これから簡単に自己紹介をさせていただきます。

私は元々、検察事務官として東京地方検察庁に採用されました。採用後は、多くの検察事務官と同じように、捜査とか公判とか、それに係る検察の事務の仕事をいたしました。

その後、このシンポジウムを主催しております法務総合研究所のほうに異動になりました。これは、私が法整備支援をしている国際協力部の業務に興味を持って、異動を希望したものです。異動してすぐに国際協力部には行けなかったのですが、他の部署で 2 年間仕事をした後、当時は大阪にあった国際協力部の事務部門のほうに異動になりました。国際協力部では研修の事務とかを主に担当しまして、日本で行う研修の調整や対応を行っていました。この 3 年間が、私にとって最も深く法制度整備支援に携わった期間であると思います。

その後、一旦検察庁のほうに戻りまして、普通に検察事務官としての業務を行っており、あまり国際関係には携わっていなかったのですけれども、2020 年 10 月に、この翌年(2021 年)3 月に開催された国連の会議である京都コングレスという会議のために法務省のほうに戻りました。その会議が終わった後は、再び同じ法務省の国際課において、また法制度整備支援の、今度は政策関係を行う係で携わることになりました。

そして、その後いろいろご縁があって、今は外務省に出向して、大使館のほうに来ております。

今の私の仕事について、簡単に紹介したいと思います。

私も、国際関係の業務をするまで、大使館の仕事というのをあまり知らなくて、漠然と「外交官が様々な仕事をしているのかな」と思っていた程度で、大した知識もなかったというのが本当のところです。実際に携わってみると、大使館には各省庁からいろんな職員が派遣されておりまして、それぞれの分野を担当しております。まさに、ベトナムにある小さな日本政府といった感じです。

ベトナムは、政治分野でも経済分野でも文化面でも、とても日本と関わりが深くて、交流も非常に盛んです。そのため、かなり多くの省庁から出向者が来ております。特に経済分野ですね、ODA 案件も非常に多いので、今のところ全ての省から出向者がおります。省によっては複数名いるところもあって、さらに、県庁とか都庁、民間からの出向者も来ております。

私は法務アタッシェとして派遣されておりますので、日本の法務省に関係する仕事を中心に行っております。日本とベトナムの間における法・司法分野の協力関係で一番大きいものは、JICA の法制度整備支援です。こちらについては、次のパネルディスカッションでお話しされる長期専門家の方がおりますので、大使館として日々の活動に深く関わっているということはありません。ただ、ベトナムにおいて、法制度整備支援はもう 30 年弱にわたって行われており、ベトナム側の認知度も非常に高いですし、評価も非常に高いです。ですので、日本のこの法制度整備支援というのは、私の日々の外交活動においても非常に重要なツールになっていると感じております。まさに司法外交の草の根的存在で、私がこうしてこちらに来て、司法分野の機関と良好な関係が築けている

のは、この法制度整備支援の協力を30年弱ずっとやってきたことが根底にあるからだと思います。

それで、法制度整備支援から少し離れてしまうのですけれども、その他、私の業務としては、刑事事件の捜査協力といったものがあります。これは、昨年(2022 年)8 月 31 日に日本とベトナムの間で二国間の条約が結ばれまして、互いの国の中央当局、検察庁や警察や法務省といった所が直接刑事事件の捜査共助をやりとりできるようになったのですけれども、やはり、私はこちらにいるので、意思疎通の面とかでもサポートするようにしております。

あともう一つ、こちらも二国間の条約がベトナムにはございまして、受刑者移送の条約があります。この関係でも、条約自体は結構前に出来たのですけれども、実際に移送手続を行うためには、個別案件に応じて書類のやりとりや国内法の解釈を行わなければならないので、そういった運用面で調整を行っております。

さらに、法務省には出入国在留管理庁がございまして、出入国や在留管理を所管しておりますので、最近何かと話題に上っている技能実習制度とか特定技能制度といったところにも関わってきております。ニュースや紙面にも結構出てきているのですが、こうした制度については、ベトナムでの運用、日本での運用とかもありますので、互いの運用面や問題解決に向けて、ベトナム国内で情報収集をしたりベトナム当局と協議をしたりしております。

ですので、現在の私の仕事は法制度整備支援を主にやっているわけではないのですけれども、簡単にご説明させていただきました。

(茅根) 私も、ベトナムに出張する度に何かとお世話になっております。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

2. どうすれば法整備支援に携わることができるのか

(茅根) それでは、まず 1 つ目のテーマとして、「どうすれば法整備支援に携わることができるのか」という点について取り上げたいと思います。

まず、戸部さん、井倉さんにお聞きしたいのですけれども、組織に属していると、やはり人事の関係で、必ず法整備支援に携わることができるわけではないと思います。お二人とも、元々は裁判所、検察庁という、いわばドメスティックな業務が中心の組織で働いておられたわけですが、どのようなきっかけで今の仕事に携わることになったのでしょうか。まず、戸部さんからお聞きしたいと思います。

(戸部) 先ほども申し上げたとおり、私は元々裁判官なのですけれども、裁判官というのは、若手の、最初の 10 年間程度のうちに、裁判官として様々な知識や見識を広める目的で、裁判官以外の職務経験を行うという制度があります。例えば、法務省などの行政官庁に出向したり、弁護士をやってみたり、あとは、在外公館、海外留学、民間企業といった外部の経験をするというものがあっ

て、法整備支援はその中の一つになっています。私は海外留学を希望していたので海外留学にも行って、正直なところ、法整備支援について強く希望を出し続けていたというわけではないのですが、経験してみたいという気持ちはどこかであったので、縁が決まった時はとても嬉しく思いました。

茅根教官がおっしゃったように、人事の問題でもあるので、裁判官として現地で専門家として法整備支援に関わることができるか、その希望が叶いやすいかというのは正直わからないところでもあるのですけれども、やはり、少しでも関心があったら希望を出しておくことが大事なのだなという風に思っております。

（茅根） 学生時代から国際分野に興味があったとか、そういうことはあるのでしょうか。

（戸部） 学生時代には、そういった法整備支援というようなことをちゃんと学んだことはありませんでした。今回、自分自身が関わることになって、それで初めていろんな勉強をしたという感じです。

（茅根） 続いて、井倉さんにお聞きしたいと思います。ご経歴の中で、当初は東京地検に入庁されて、その後法務総合研究所に異動されたということですが、このICDの業務に興味を持つようになったきっかけというのは何かあったのでしょうか。

（井倉） 私も、検察庁で働いている時に、たまたま法制度整備支援というものを知りました。検察事務官の仕事ももちろん楽しかったのですが、元々国際的な分野には興味があったので、そういった法制度整備支援の情報を集めるうちに、非常に未来志向で、とても希望の持てる仕事だなと感じて、法務総合研究所の国際協力部のほうに異動を希望いたしました。先ほど導入講義でも菅原さんがおっしゃっていたように、この支援というのは誰もが笑顔になって前向きになれるようなものでしたので、検察庁の仕事とはガラリと違うのですけれども、そういったところに魅力を感じて異動を希望いたしました。

（茅根） これは戸部さんに対するのと同じ質問なのですけれども、やはり学生時代からそういった国際分野の仕事に興味があったのでしょうか。

（井倉） 私も、実は特段興味があったわけではなく、法制度整備支援というのを学生の時はもちろん知らなかったですし、大学で開発協力とかいったものを学んだこともなかったので、検察庁に入ってこういう仕事を知ったということです。ただ、よくある話なのですけれども、外国に行ってその国の文化や生活に触れることは好きだったので、従来からそういうアンテナを立てていたというところはあります。

（茅根） 続いて、JICA の芳村さんにおうかがいしたいと思います。JICA は、裁判所や検察庁とは異なり、まさに国際的な業務が中心の組織だと思います。そして、先ほど、ベトナムやラオスに学生時代にインターンに行かれていたというお話もあったのですけれども、その手前の部分で、どうしてそういう国際的な法整備の支援に興味を持たれたのかということについてお聞かせいただけますでしょうか。

（芳村） 私も、崇高な理念を持っているとかいうわけでは全くなくて、元々海外旅行も好きで、何となく海外に行けるから楽しそうだなというのが本当のきっかけなのですけれども、実際にインターンに行ってみて、自分がこれまで勉強してきた法律というものと、国際協力、ある種の人助けというものがマッチするのを初めて知って、そこからどんどん法整備支援に興味を持っていったというところですね。それで、まさに先ほどから皆さんおっしゃっているとおり、皆が笑顔になる、未来志向の仕事だという風に強く思いまして、法整備支援をやってみたいなと思って JICA に入構したというのが実際のところです。

（茅根） 法整備支援に携わりたいと考えたときに、JICA で働く以外の選択肢というのは、JICA 入構前には何かお考えになっていましたでしょうか。

（芳村） 私も、ずっと法学部や法科大学院に行っていましたので、検察官や弁護士といった立場で法整備支援に携わることも考えてはいたのですが、やはり、そういった所ですと、本当に法整備支援に携われるかな、人事の関係で叶わない可能性もあるかなというのと、また、法整備支援以外にも、開発協力というもの全般に関心があったので JICA を志望したというところです。

（茅根） 続いて、大川先生にお聞きしたいと思います。研究者というお立場ですと、ご自分の専攻ですとか取り上げたいテーマというのはある程度自由に選択できるのかなという風に勝手にイメージしているのですけれども、そのような中で、大川先生はどのようなきっかけで法整備支援に携わることになったのでしょうか。

（大川） 皆さんもおっしゃっていたとおり、元々支援に関してどこまで考えていたかという話があって、私も最初はそこまで支援のことを知らなかったといってもよいぐらいでした。しかし、まさにたまたまですけれども、ラオスの身分関係の調査がありまして、そこからこういった流れに乗ったと言っては変なのですけれども、そういったきっかけを頂いて、もちろん No と言うこともできたのですが、これは何か面白そうだなということで参加させていただいたというのが背景にあります。

（茅根） よく学生の方が興味を持たれているのは、大学でどのような専攻をしていれば法整備支援に携わるチャンスが大きいのかという点であり、例えば、法整備支援の対象国となっている国や

地域の法律を研究対象としていることが必要なのかとか、あるいは、民事法、刑事法といった法分野の中で、法整備支援に携われる可能性が高いものがあるかとか、そういった点については何かお考えがありますでしょうか。

（大川） この点は、実はすごく難しい質問かなという風に思っております。先ほど芳村さんもおっしゃっていましたが、例えば ICD や JICA に入るというのも一つの手段だと思うのですけれども、そういった組織に入ったからといって、すぐに支援を行うことができるかどうかという状況も出てきたりしますので、いろんな視点から考えなければいけないと思っています。さらに、支援の現場ではどういった知識なり必要とされている議論が出てくるのかというのも、状況によって全く変わってくる。

ですので、大学にいる立場から申し上げるとすると、「ここの部分だけ得意」とか「この部分をやって支援に協力したい」というのももちろんあると思うのですけれども、一般教養も含めて、幅広い知識とか興味であったりとか、そういったところのほうが大事になってくるのではないかと思います。

例えば、ラオスであれば、フランスの植民地であったりする。そうすると、「フランス法の影響があったりするのではないか。だからこういう制度に元々なっていたのではないか」とかいった視点で見て分析して、もちろん違うかもしれませんけれども、「こういった影響があるのかな」と想定してみたりする。あるいは、ラオスは社会主義ですので、カウンターパートの人たちが留学先としてソ連や東ドイツに行っていたりする。そうすると、そういった知識を持っているとか社会主義法をわかっているとかなると、これまでの議論を整理しやすくなる。そういった意味で、「特定のこれ」というのも大事かもしれませんけれども、幅広い知識や興味というのも大事なのかなと思っています。

3. 法整備支援に必要なスキルや能力など

（茅根） それでは、2 つ目のテーマに移らせていただこうと思いますが、「法整備支援に必要なスキルや能力など」についてです。

まず、戸部さん、芳村さんにお聞きしたいのですけれども、お二人は大学、ロースクールで法律を専攻されていたと思うのですが、大学等で学んだどのようなことが役に立っているか、そして、戸部さんにおかれては、裁判官としての実務経験が現在の活動にどのように役立っているか、といった点についてお聞きしたいと思います。まず、戸部さん、いかがでしょうか。

（戸部） 先ほど申し上げたように、私は大学の時には法整備支援についてしっかり学んだことがなかったので、そういう意味では活かせたということではないのですけれども、私自身は民事法分野の専門家として派遣されています。カンボジアで専門家をしていると、日本の民事訴訟法の専門家であることが求められるのは当然なのですが、それだけではなくて、カンボジアの民法や民事訴訟法の専門家であることを非常に強く求めらると考えています。解釈が問題になったときに、どういう風に解釈しておくのかということについて、専門家として常に意見を持っておくことが必要になっ

ています。

例えば、JICA の支援で作ったカンボジア民法は 1305 条あるのですけれども、現状ある資料は逐条解説と民法の教科書がメインの書籍である。他に信頼できる教科書とかも非常に少ない。そうすると、法解釈をどういう風にするのかというところを根本から問われることになっています。そういうときに、大学やロースクールを通じて学んできた法解釈の仕方とか考え方というのを徹底的に試されているような感覚がしています。そういう、本当に長い時間をかけて積み重ねてきた法律家としての感覚のようなものも非常に役に立っていると思います。

また、法律の解釈だけでなくて、日本の実務はどうなっているのか、運用はどうなっているのかといったことを聞かれることが頻繁にありますので、そのときに、きちんと根拠を理解して伝えられるようになっておく必要があります。あと、自分が実務で何か問題に直面したときに、どういう風にそれを解決したか、対応したかというようなこともお互いに教え合っていけるので、そういった意味で、日本での実務経験は今の活動において非常に重要なものになっていると考えています。

（茅根） 日本で法律を学んで、日本の法律については専門的な知識を当然身につけていることを前提に、カンボジアの民法についてもいわば専門家にならなければいけないという、大変なお仕事をされているのだということがわかりました。そして、実務家としての知見・経験が現地の活動で求められる場面もたくさんあるという風に理解しました。

続いて、芳村さんにお聞きしたいのですけれども、今 JICA で行われている仕事の法整備支援に関わる部分で、大学、ロースクールで学んだ法律の知識等が役に立っている場面、そして、今考えると、法整備支援に携わる前にもっとここを勉強しておけばよかったかなとか、そういう風に考えておられるところがあれば教えていただけますでしょうか。

（芳村） 大学、ロースクールと 6 年間勉強してきて、「ああ、この時の勉強がすごく役立ったな」というのは正直あまりないのですけれども、やはり、6 年間法律というものを、しかも、日本の大学、大学院ですので、全ての基本法を勉強してきたということで、先ほど戸部さんもおっしゃっていましたが、法律の考え方というところは、知識というよりは、もう身に染みているのだなというところがあります。そういったところは、やはり、カウンターパートとお話をしていたり、あとは、ICD の教官の皆さんとお話ししている時に、「こういった考えでお話しされているのかな」という意味で役に立っているかなと思います。

もう少し勉強しておけばよかったなというところは、やはり、特定の法をもう少し深堀りしていくとか、あとは、外国の法律ですね、英米法ですとかフランス法ですとか、そういったところももう少し勉強しておけばよかったかなと思っています。やはり、私たちが相手にしている途上国は日本の法体系に則らないところもありますので、英米法ですとか、そういったものを勉強しておけばより深い議論ができるのではないかなと思っており、これからでも勉強したいと思っています。

（茅根） このスキルの点に関しては、語学の能力に関心を寄せられる方が非常に多いのですけれども、これについては後でまとめてパネリストの方にお聞きしたいと思っております。

続きまして、井倉さんにお聞きしたいのですが、井倉さんは元々検察事務官としてキャリアを積まれて、その後法務総合研究所に勤務されたり、その後に大使館の書記官として赴任されているわけですけれども、これまでの国内における公務員の実務経験が現在役に立っている部分というのがあるのか、それはどういった部分なのかということについてお答えいただけますでしょうか。

（井倉） 私が一番感じるのは、調整能力とかコミュニケーションスキルというのは、こちらに来て非常に役に立っているなと感じています。どんな仕事でもこういったスキルは必要だとは思うのですけれども、在外公館で外交官として働いているときに、こうしたスキルはことさらあったほうがよいなという風に感じています。

その理由といたしましては、大使館というのは、日本と、私でいえばベトナムとの案件調整をする仕事が非常に多いです。日本側の要望をベトナム側に、必要性とか、どうやってやってもらうかというのをきちんと理解して、さらに、ベトナム側の要望の真意をきちんと理解して、それに伴って、日本にどういう影響があるのか、この調整する案件をどのようにお互いやっていくかなど、両者 Win-Win になるのが一番良いので、何が最善なのか、お互いに譲れないところはどこなのかというのを、間に挟まっている私が理解して、考えが違った場合でも調整して落とし所を探していくことが求められていると感じます。ですので、調整能力というのは非常に重要だと思いますし、私の元々の検察事務官という仕事も、検事とペアになって仕事をすることが多いのですけれども、ペアになっているときに、私が警察とか関係者の考え方や状況を理解して、さらに、検事の考えも理解して、検察として必要なことをどうやってうまくやっていくかというのを調整していくというのは、間に立っている立場としては非常に通じるものがあるかなと思っております。

（茅根） それでは、外国語のスキルの話に移っていきたいと思います。今、戸部さんと井倉さんは現地で活動をされていて、それぞれ、カンボジアでしたらクメール語、ベトナムでしたらベトナム語という現地語に触れる機会がおそらくあるのかなと思っています。まず戸部さんにお聞きしたいのですけれども、現地で実際に仕事をしてみて、英語、それに加えて、現地語のスキルというのはどれくらい必要だという風に実感されているでしょうか。そして、言葉の壁というのは必ずあると思うのですけれども、それについてはどのように対応されているのでしょうか。

（戸部） まず、今、私たちのプロジェクトでは現地のスタッフがいまして、日本語とクメール語の通訳ができる方や英語とクメール語の通訳ができる方がいるので、法律の深い議論をするときなどには日本語とクメール語の通訳を通じて実施しています。ですので、議論をするときに、自分がクメール語を喋れなければいけない、読めなければいけないということは必須ではないと思うのですけ

れども、やはり、挨拶程度でも、拙くても、何か使おうとすると、それだけで雰囲気が変わったりするということは感じます。そういう意味では、私はまだ挨拶程度しかできないのですけれども、クメール語も勉強していきたいなと思っているところです。

それから、英語ですが、英語スタッフがいるので、やはり日常の意見交換をする際にも必要だと思いますし、カンボジアではカウンターパート側も英語の堪能な方が非常に多いので、そういった方との打ち合わせとかは英語で行うこともあったりします。あるいは、非公式な、ちょっとした会話みたいなものは英語でもすることがあるので、そういったときにもやはり必要だと思います。あと、カンボジアには他の国のドナーの方などがいらっしゃるので、そういった方との情報交換とか、あと、日本の支援はどういうものをやっているのかということをよく理解していただきたいと思うので、そういった方々とのコミュニケーションのときには必要かなと思っています。想像していた以上に英語の能力が必要なのかなと思って、自分自身もあまり瞬発力みたいなものがないので、そういったところが課題だと思ってやっているところです。

（茅根） では、井倉さんにお聞きしますが、外国語の必要性とそれへの対応という点についてはいかがでしょうか。

（井倉） 私も戸部専門家と同じような回答になってしまうのですけれども、外国語のスキル、初めに英語について言いますけれども、赴任する国によるのかなと思います。英語を共通言語としている国とか、英語がかなり一般の国民にも通じる国においては、相手国の方と話をするときも英語となるのですけれども、ベトナムにおいては、私が普段接するカウンターパートの政府職員は必ずしも英語が得意でない人が多いため、日本語とベトナム語の通訳を挟むことが多いです。

ただ、先ほど戸部専門家も言っていたように、ベトナムにおいても、例えば他の大使館ですとか国際機関の方と接する機会は当然日本より多いので、その必要性は非常に感じます。私は留学とかはしたことがないのですけれども、赴任の話を頂く前から一応自主的に英語の勉強は続けていました。ただ、こちらに来て英語を聞いたり話したりする場面が多くなるのですが、やはり、英語を母語としない人と話すときは、自分の英語もそうなのでしょうけれども、聞きづらかったりするので、そういったところにまた慣れなければいけないなと思っています。

もう一つ、ベトナム語についてですが、こちらも短期間でマスターできればよかったのですけれども、とてもそういうものではないという風にこちらに来て感じました。基本はアルファベットの表記ですので、何となく読めはするのですが、中国語とかと同じように声調があるので、自分が発音したつもりになっていても相手になかなか通じないことも多いですし、反対に、何かおっしゃっていたときに、それを自分で正しい発音で聞き取るというのが非常に難しいです。先ほども話したとおり、仕事はベトナム語と日本語の通訳を介することが多いのですけれども、一応、簡単な会話など、ベトナム語の勉強は続けていますので、仕事以外の込み入った話でないときとか会食の時とかに、

少しでもベトナム語の会話を入れられるように努力しております。我々も同じだと思うのですが、やはり、自分の国の言葉を少しでも喋ってくれると、非常に相手は歓迎してくれますし、皆喜んでくれると感じています。

（茅根） 芳村さんにお聞きしたいのですけれども、今のお仕事の中で中心に使われるのはやはり英語でしょうか。また、他の言語が必要になる場面もあるのでしょうか。

（芳村） 基本的に、先方政府とやりとりするときには英語ですけれども、井倉さんのいらっしゃるようなベトナムとかで、あまり英語が堪能でない方が多い場合には、現地語と日本語の通訳、または、英語と現地語の通訳を入れて仕事をすることが多いかなと思います。

4. 事前質問・会場からの質問対応

（茅根） それでは、事前に頂いている質問がいくつかございますので、それにお答えいただければと思いますが、特に回答者を指名された質問についてお答えいただきたいと思います。まず、井倉さんですけれども、「ベトナムでの勤務でやり甲斐のある点や、法務省での勤務経験が役立った点があれば教えてください」との質問ですので、今までお答えいただいていない部分でお答えいただけるところがあればお願いいたします。

（井倉） やり甲斐は、やはり、日越という二か国間関係の最前線に立てるというところだと思います。また、今、ベトナムの大使館では、法務アタッシェというのは私一人ですので、その分、裁量も大きく、責任のある仕事で、そういったところでも非常にやり甲斐を感じます。

今申し上げたとおり、在外のアタッシェは自分が唯一その省の担当者となりますので、法務省関連の仕事は私のほうで全て行うことになっています。一方で、法務省の仕事というのは、こちらに来てみて改めて思ったのですが、民事法、刑事法分野のほか、例えば刑務所関連の矯正分野ですとか保護分野、あと、出入国とか在留管理という風に、非常に多岐にわたっているものだなという風に感じています。ですので、もし私が検察庁の勤務を経験しただけで赴任ということになっていたら、刑事法関連の分野のごく限られた知識しか持っていなかったので、正直ちょっと厳しかったかなと思います。もちろん、赴任した今でもいろいろわからないことが多くて、法律を調べたり担当者に聞いたりということは多いのですけれども、法務省の勤務を経験したことで、自分がその分野に直接関わったことがなくても、省内でどういう仕事をしているのかというのを知ることができましたし、省内でどういう仕事をしている人がどこの係や部にいるかというのもだいたいわかりました。実際、その人脈というのも、こちらに来て非常に活きているなという風に感じます。

（茅根） 頂いているご質問の中には、「法整備支援に携わった経験が、今後の自分のキャリアに

どのように活かされるか」といった質問もございます。大川先生にお聞きしたいのですけれども、これまでラオス等の法整備支援に携わった経験がご自身の研究キャリアにどのように活かされるかということについては何かお考えがありますでしょうか。

（大川） 簡潔に申し上げると、まず、人間関係といいましょうか、いろいろな関係性が広がってきますので、知見が増えるという一般的な話はもちろんできるかと思います。特に、学問的に言えば、「支援自体をどのように評価できるのか」という話をする場面があります。そういった場面では、経済学の先生方と研究会で一緒にさせていただいたりするのですけれども、そうすると、今まで見ていなかった世界といいますか、そういったところが出てきたりとか感じたりとかするような部分があります。特に、「ビジネスの分野でこの国は新規にやりやすい」とか「ビジネスを起こしやすい」とかいう指標は世界的にあったりはするのですが、支援としてそれをした結果として評価し得るのかということは、法学的にはあまり考えたことがなかったというのが一つありました。

それともう一つ、私はやはり民法的なところから入っていますので、そこで言われるのは解釈論、解釈学というのが出てくると思います。ここも時間の関係で細かくは申しませんけれども、昔の書籍なのですが、正確な内容を忘れてしまったので概要だけお話ししたいと思います。昔、研究会で議論されていた時に、「そういった考え方、君の意見は非常に面白いね。ただし、それはあくまでも立法論だよね」みたいな話が出てきたと。私はラオスの立法とかには関与させていただいていたので、その部分が非常に興味深く頭に残っているのですけれども、その意見に対して、その当時の人が、「いや、すばらしい立法論や考え方であれば、それは解釈論として活かしていくべきではないのか。それは大事な視点ではないか」と。ちょっと抽象的な話になりますけれども、そういったところが自分の経験を踏まえて心に残っているというか、響いたところはあったりします。

もちろん、単純に、今まで出会ったことのない制度や考え方に出会うという意味でも面白いとは思っています。

（茅根） 他にも頂いているご質問があるのですけれども、お時間の関係で、後の総括質疑の中で取り上げられるものについてはお答えさせていただきたいと考えております。

5．今後どのようなことをしていきたいか、法整備支援に興味をお持ちの次世代の方へのメッセージなど

（茅根） では、最後になりましたが、パネリストの方々それぞれから、今後どのようなことをしていきたいか、また、法整備支援に興味をお持ちの次世代の方へのメッセージなどを頂ければと思います。

（大川） 先ほどの話につながるのですけれども、どういった知識、どういった経験が求められてい

るか、また、そういった時に自分がその場にいるかどうかというのは本当にわかりませんので、学生さんとかに特に伝えたいのは、立場上もそうなのですが、今やっていること、目の前にある課題、例えばテストとかでも構わないのですけれども、それをしっかりやっていくことが、例えば支援であったとしても、実は近道なのではないかなと。そういう風なことはよく考えています。

（戸部） いろいろな講義の中でも言及されていましたけれども、この法整備支援というのは、その国の人の生活が守られたり、権利が守られたり、あるいは、社会が発展するためにもとても大切なものだと思っています。基本的な法律がしっかり適用されて、守られるべき権利がきちんと守られるようにするためにも、カンボジアの司法に対する信頼が厚いものになるように、私自身も現地で尽力していきたいと思っています。現地にいると、日本の法整備支援に対する信頼が非常に厚いということをよく感じますので、その一員として働くことができるのは、責任は重いですけれども、とても楽しいと思います。裁判官というルートから法整備支援に携わることもできるので、ぜひ関心を持ち続けていただけたら嬉しいなと思います。

（芳村） 私はやはり、引き続きこの法整備支援にもっともっと深く携わっていきたいと思いますし、せっかく JICA といういろいろな課題を扱っている組織にいますので、法整備をみんなにうまく使ってもらえるようにどんどんアピールしていきたいなという風に思っています。法整備支援は、本当にたくさんの人と一緒に作り上げていく、そして、みんなを笑顔にしていく仕事だと思いますので、引き続き皆さんにも興味を持っていただけたらなと思っています。

（井倉） ベトナムに来て本当に肌身に感じるのですけれども、ベトナムは経済成長が著しくて、2045 年までに先進国入りを目指すと政府も言っております。ですので、将来的には、私が公務員でいるうちに、そういう風に成長したベトナムとともに、今は支援という形で入っていますけれども、新しい形での協力パートナーとして司法分野での協力を進めていければと思います。協力して、世界やアジアの国々をリードできるような国に、互いになれればなと思っています。

皆さんへのメッセージということなんですけれども、このパネルディスカッションや次のパネルディスカッションでもわかると思うのですが、法制度整備支援への携わり方というのは本当に幾通りもあるものと思っております。私は法制度整備支援を知ったのが就職してしばらくしてからということだったので、皆様のように若いうちから、早い人では学生の時から興味を持っている人もいると思うのですけれども、そういった興味を持っているのであれば、先ほどいろいろ話題にも上りましたけれども、語学の習得ですとか、あと、開発協力とか比較法の勉強とか、あらゆる角度から勉強できることがいっぱいあると思いますので、そうしたところでいろいろ経験を積んで、関心を持ち続けていただきたいなという風に思います。

（茅根） では、お時間が参りましたので、これでパネルディスカッションの第 1 部を終わりにしたいと思います。パネリストの皆様、ありがとうございました（一同拍手）。

（菊地） パネルディスカッションにご出演いただきました皆様、どうもありがとうございました。

パネルディスカッション②「長期派遣専門家の仕事」

パネリスト：

渡部　吉俊（JICA 長期派遣専門家（ベトナム））

西尾　信員（JICA 長期派遣専門家（インドネシア））

内藤　裕二郎（法務省法務総合研究所国際協力部調査員、元 JICA 長期派遣専門家（カンボジア）、弁護士）

モデレーター：

須田　大（法務省法務総合研究所国際協力部副部長）

（菊地） それでは、パネルディスカッションの第 2 部に移ってまいります。第 2 部のテーマは「長期派遣専門家の仕事」です。ここからは、モデレーターを務めます、法務総合研究所国際協力部副部長、須田大において進行させていただきます。須田副部長、よろしくお願いいたします。

（須田） 皆さん、こんにちは。法務総合研究所国際協力部副部長をしております須田と申します。このディスカッションでは、本日参加してくださっている学生や若手の法律実務家などの皆さん方が法制度整備支援の具体的な活動を想像できるように、JICA の法制度整備支援のプロジェクトで現在長期派遣専門家の業務に実際に携わっている方、または長期専門家の経験者の方から経験談を話していただいて、法整備支援のやり甲斐や苦悩について語っていただき、長期派遣専門家の仕事について理解していただければと思っております。

今日のこのディスカッションでは、それぞれ参加していただくスピーカーの方々の自己紹介に続いて、日本の法整備支援の特徴といわれている「寄り添い型」の実践をどのようになさっていたかということや、それぞれの国において長期専門家として活動するときに困難な場面に遭遇されたことがあるのではないかといった話、あるいは、生活面や、そういった仕事以外のところでの有意義な経験をされたことがあったかどうかといったようなことをお話しいただきたいと思っております。

1．自己紹介

（須田） それでは、まず最初に、このディスカッションに登場していただく 3 名の皆さんをご紹介したいと思います。それぞれの方々から自己紹介をしていただきたいのですが、まず、現在ベトナムの法整備支援プロジェクトでご活躍中の渡部専門家からお願いいたします。

（渡部） 皆さん、こんにちは。ベトナムで長期専門家をしております渡部と申します。本日はハノイから参加させていただいています。ハノイは今ちょうど夏に入りまして、だいたい最高気温が 35 度前後ですね。これから 6 月下旬にかけて、最も暑い時期を迎えます。時間も限られておりますので、私の経歴、それから、仕事内容について簡単にご紹介をさせていただきます。

＜スライド 2＞ 最初に、私の略歴を簡単にご説明します。

2000 年に国家公務員、行政官として法務省に入省しました。約 20 数年実務経験を経てからこちらに派遣されているということになります。法務省は基本的に局ごとに採用されるという形をとっておりまして、私の場合は民事局に採用・所属ということになっています。採用された後は、約 2～3 年ごとに民事系の部署を中心に異動したり、他省庁への出向なども経て、法令の企画立案など行政官としての基本的な業務経験を積ませていただきました。

その中で、国際業務としては主に 2 つほど経験しました。一つは、本日の主催である法務総合研究所 ICD で 3 年間国際協力業務に従事しました。もう一つは、2018 年に新しく設置された官房国際課で 2 年間国際業務を経験させていただきました。

こういった経験を経た上で、2021 年 4 月からベトナムに派遣されているということになります。

＜スライド 3＞ あと、現在の仕事内容について簡単にご説明します。

これまでもご紹介のあったとおり、ベトナムに対する法整備支援は長い歴史を有しており、現在は 7 代目のプロジェクト、期間は 2021 年から 2025 年までで、現在、私を含めて 3 名の専門家が日本から派遣されております。私の他は、検察官 1 名、弁護士 1 名という内訳となっております。

この表の右の欄は、「実施機関」と書いておりますけれども、いわゆるカウンターパート機関のことです。ご覧いただくとおわかりのとおり、一番最初は MOJ（Ministry of Justice、司法省）だけであったのが、だんだん増えていって、現在は 6 つの国家機関等に対して支援活動を行っているということになります。

＜スライド 4＞ このスライドの上の方は、先ほど述べた話です。下の方に、今のプロジェクトの目標や活動の概要を書いております。現在のプロジェクトは 6 つの機関を相手にしていることなどもあり、例えば、従来の民法や民事訴訟法の整備支援というような特定のテーマを最初から決めるという形ではなく、それぞれの機関がそれぞれの最優先課題を選定して、その課題についてワーキンググループを設置して解決策を検討し、それに対して日本側が側面的にサポートをするというのが基本的な枠組みになっています。

＜スライド 5＞ こちらが、各カウンターパート機関がそれぞれ選定した最優先課題と
、現在行なっている主な活動になります。やや抽象的なのでわかりにくい点もあるかもしれません

けれども、例えば、法整備の質の向上であるとか、汚職防止、判例制度の改善などの課題が設定されておりまして、こういった各課題について、日本の状況と比較したりしながら、改善点や解決策について関係者が集まって議論をする。そのような活動を現地でサポートしています。

この中で私がメインで担当しているのは、行政機関である司法省と首相府でございまして、例えば、質の高い立法を行うための立法プロセスの改善に向けた検討などを行っています。我々専門家は、そういった活動の企画を含めた全体的な活動計画の作成であるとか、あるいは、個々のテーマに関する日本の知見や経験の提供、参考となる資料の提供、それから、当日議論に参加してコメントする。そして、必要な場合には、日本にいる専門家の皆様にもご協力いただくことがありますので、そのアレンジなど、そういった仕事を行っております。

＜スライド 6＞　これは現地の活動の様子の写真です。

最後に 1 点、「やり甲斐を感じる瞬間」ということですけれども、やはり、支援の業務なので、自分が提供した知見や経験が何らかの形で役に立ったとか、作成した資料がわかりやすかったとか、そういった個別の反応を貰えるのが一番嬉しい瞬間かなと思っております。外国人が他国の法制度に関して有益なアドバイスをするというのはそう簡単な話ではなくて、それなりにリサーチとか準備とか経験が必要だろうと思っていますので、実際にはうまくいったりいかなかったりということなのですけれども、やり甲斐のある仕事だろうと思っています。

（須田）　では、次に、会場にお二人お招きしているのですが、現在インドネシアの法整備支援プロジェクトでご活躍中の西尾専門家、よろしくお願いいたします。

（西尾）　ご紹介にあずかりました、インドネシア JICA 長期専門家の西尾です。

＜スライド 2＞　まず、自己紹介です。2011 年に裁判官として任官し、主に民事事件を担当してきました。1 年間、アメリカのロースクールで在外研究をした経験もあります。直近では、2018 年から東京地裁で 3 年間勤務し、最後の 1 年は知財事件を専門的に扱う部署に在籍していました。2021 年 4 月には ICD 教官として出向し、同年 11 月から JICA 専門家としてインドネシア最高裁に派遣されています。

＜スライド 3＞　まず、インドネシアの現状について説明します。インドネシアは大国であり、人口が多く、平均年齢は約 30 歳と、かなり若い国です。「ASEAN の盟主」とも呼ばれています。GDP については、2030 年までに世界第 5 位、2050 年までには日本を抜いて世界第 4 位の経済大国になるとも予想されており、世界有数の将来のある国と目されています。このように、海外にとっても非常に魅力のある国として見られています。

＜スライド 4＞ しかし、インドネシアの法令や判決は安定性を欠いており、ビジネス環境が阻害されていると言われています。そして、海外からの投資を誘致して経済発展を遂げていくにあたって、知的財産権を保護することも大変重要です。海外も、インドネシアに投資しても簡単に技術等が盗まれてしまい、救済も十分に受けられない危険があるというのであれば、インドネシアへの投資を躊躇するでしょう。

インドネシアは、1995 年前後から重要な知財関係条約に加入し、知的財産権に関する国内法の整備を進めてきました。直近では、この下のグラフにあるように、特許と商標の出願件数は増加傾向にあり、特に、特許は日本からの出願が世界第 1 位となっています。しかし、残念ながら、アメリカから知的財産権保護状況に懸念のある「優先監視国」に指定され続けており、インドネシア政府は知財タスクフォースを設立するなど、現状から脱却するための取組みを本格化しています。このような状況の中、JICA は知財分野について継続的に支援してきました。

＜スライド 5＞ これが、私が取り組んでいる現プロジェクトを一覧表にしたものです。JICA と日本国の法務省は、知財関係の支援として、2015 年 12 月から 2021 年 9 月までに前プロジェクトを実施したのですが、その続きとして、同年 10 月から 4 年間の予定で現プロジェクトを開始しました。私は現プロジェクトの開始時期のタイミングで派遣されました。

大きく言えば、インドネシアにおける法的安定性の確保が最終目標であり、左側の目標 1 が立法・行政関係、右側の目標 2 が司法関係と考えていただいてよいかと思います。私は主に右側の赤枠の中にある部分を扱っています。つまり、インドネシア最高裁を対象として、知財を担当する裁判官の能力向上を目指す活動に従事しています。大きく分けて、左側の研修に関するものと、右側の執務参考資料に関するものがあります。以下、それぞれ簡単に紹介します。

＜スライド 6＞ まず、研修に関する活動です。例えば、最高裁の管轄下にある司法研修所が実施する商事裁判官資格付与研修というものがあります。これは、知財の第 1 審を扱う商事裁判官になるために必要となる公式な研修です。私は講師として協力するなどしています。

＜スライド 7＞ その他、JICA と最高裁が独自に企画した研修もあり、ショートコースと呼んでいます。これは地方に出張する知財研修であり、各地の若手裁判官への知財の基礎知識の普及に加えて、最高裁から連れていく講師側の能力向上を主たる目標にしています。インドネシアは広大な国土ですが、私だけでも、既に①から⑦のように、幅広い場所でショートコースを実施してきました。

＜スライド 8＞ 次に、執務参考資料に関する活動です。前プロジェクト以降、知財に関する判決集を作成してきました。その背景として、インドネシアでは知財事件に関する事例の蓄積が乏しく、そのため、判例法理も充実・整理されていないという事情がありました。そこで、JICA と最高裁が協

力して判決集を作成し、インドネシアの重要判決に加え、日本の参考判決も登載しました。インドネシア側は日本の判決の内容や形式も参考にできるようになっています。さらに、知財を担当する裁判官に判決集の内容を周知する活動も行っています。

＜スライド 9＞　現在は、商標事件に関するガイドラインを作成しています。近日中に完成させることを目標にしています。

やり甲斐についてですが、インドネシア側と信頼関係を築いていく中で、インドネシアの制度運用の問題点に少しずつ気づいてもらって、これを改善しようと努める様子を見ることができる点です。なかなか一朝一夕にはうまくいかない面もありますが、特に、若手の裁判官には想像以上に理解レベルが高い方もいて、将来を楽しみにしています。

（須田） では、西尾さんのお隣になりますが、次に、つい先日までカンボジアの法整備支援プロジェクトで専門家として大活躍されていた内藤弁護士、よろしくお願いいたします。

（内藤弁護士） ご紹介ありがとうございます。弁護士の内藤裕二郎と申します。

＜スライド 1＞　私の簡単な自己紹介ですが、左上から、まず、私の場合は、弁護士になる前から法整備支援に興味を持った、比較的珍しい側の人間ではないかなと思います。一番上に書いてあるとおり、世界一周旅行をしまして、その際、アジアなどの制度支援に興味を持ちました。「世界 1 周」と書いていますけれども、これは、大学 3 年や 4 年の時に、単純に就職活動をしたくなかった。それで、興味のない所に就職してもすぐに辞めてしまうだろうなという予感がありましたので、ちょっと現実逃避気味に海外をバックパッカーとして回っていました。その際に、アジア等で制度がしっかりしていない、それでうまくいっていないというのを目の当たりにして興味を持ち、そして、帰国後に司法試験を受験して合格し、2010 年に弁護士登録をしました。

それから、弁護士に少し慣れてきた、2 年ぐらい経った 2012 年から、日弁連（日本弁護士連合会）の国際交流委員会という所で法整備支援活動を始めました。それを 8 年ぐらい経験した後、2020 年から 2022 年の 10 月末まで、JICA の長期専門家としてカンボジアに赴任して活動をしていました。

現職は、下に書いてあるとおり、東京の事務所とカンボジアの事務所と、あとは日弁連に所属しています。あと、ICD にも、今年（2023 年）の 4 月から調査員という肩書を頂いて協力させていただいているところです。

＜スライド 2＞　次に、カンボジアで何をしてきたのかを簡単にお話しします。カンボジアでは、昨年（2022 年）の 10 月 31 日まで、前プロジェクトとして、カンボジア民法・民事訴訟法運用改善プロ

ジェクトというものをやっておりました。プロジェクト期間は、2017 年 4 月から 2022 年 10 月末まで、5 年 7 か月間です。

プロジェクトの目標は、民法・民事訴訟法に基づいた適切な実務が行われるための基礎が整備されること。もう少し具体化して、目指すべき成果としては、1 つ目が、主要民事関連法令が整備されること。2 つ目が、民法・民事訴訟法の適切な運用を支える各種書式例が整備されること。3 つ目が、判決書の質改善のため、判決公開手続が整備され、判決が公開されること。この 3 つの具体的な目標でやっておりました。

＜スライド 3＞ もう少しブレイクダウンして話しますと、3 つの柱のうちの 1 つ目である、主要民事関連法令の起草支援、これが私が担当した内容です。具体的には、先ほどの最初のパネルディスカッションで戸部さんから説明がありましたが、日本がカンボジアの民法と民事訴訟法を起草支援したという歴史がありますので、その民法・民事訴訟法を具体化するための関連法令の起草支援をしていました。これについては、下に例として書かれている、不動産登記法（法ではなくて、土地法に入るので不動産登記規定）、執行官法、供託法の 3 つについて、法案の起草は完成させて、あとは、JICA の手を離れて、現地司法省が法案として完成させることを今願って待っているところです。

2 つ目は、訴状などの書式例を整備する支援です。これは、主に日本の裁判官が長期専門家として派遣されて担当していましたが、貸金返還請求事件など基本的な訴訟事件の訴状や答弁書などを、もちろんクメール語で作って、それを司法省のウェブサイトにアップしました。これも、プロジェクトが終了するまでに、基本的な複数の事例についての書式例をアップすることができました。

最後に、3 つ目として、判決書の公開です。公開する判決の選別や個人情報保護のためのマスキングなどをするやり方を議論して、ルールとしてまとめて、それを公開するまでの手続設計や実施を支援して、これについては 102 件の判決書を実際に司法省のウェブサイトにアップすることができました。

以上が、私の自己紹介と、カンボジアで行っていた前プロジェクト（フェース 5）の活動内容です。

（須田） それでは、最後に、モデレーターを務める私の自己紹介を簡単にしたいと思います。

＜スライド 1＞ 今画面に映しておりますとおり、私は元々検事でございます。2001 年に検事任官しまして、その後 10 年ちょっと、地方の検察庁で検察官としての仕事に従事しておりました。その後、2013 年から ICD のほうに異動になりまして、その後、JICA で行っておりますラオスの法整備支援プロジェクトの長期専門家として、3 年弱、現地のほうに派遣されて業務をしてまいりました。帰国後、一旦は東京地方検察庁で検察官としての業務に復帰しましたが、縁あって、2021 年からまた ICD のほうに戻ってまいりまして、現在、副部長として、全体的な総括を担当しております。

＜スライド 2＞　こちらは私がラオスにいた時のスタッフとの協議状況の写真なのですが、活動の進め方などについて、専門家も交えながら協議している写真でございます。

＜スライド 3＞　これは当時勤務しておりましたビエンチャンにあるプロジェクトの中の写真ですけれども、こういった形で和気あいあいと、楽しい 3 年弱の長期専門家の生活を過ごしてまいりました。

これまで自己紹介の中でご紹介していただいたとおり、渡部さんは法務省の行政職として、西尾さんは裁判官として、そして、内藤さんは弁護士として、私の場合は検事としてですが、それぞれ異なるバックグラウンドを持つ法律実務家であり、この法整備支援に携わる機会を得て、それまで得た知識や経験を動員して法整備支援活動に従事し、やり甲斐のある業務に携わってきたということになると思います。

今日このパネルディスカッション②のほうで話す面々は、偶然ですが、男性ばかりになっておりますけれども、先ほどのパネルディスカッション①にも参加したとおり、カンボジアでは戸部さん、女性の専門家が活躍されていますし、ネパールやインドネシアでも女性の長期専門家が大活躍しております。

2. 日本の法整備支援は寄り添い型だと言われているが、それが分かるエピソードを教えてください。

（須田）　それでは、次に、冒頭でも紹介がありましたが、日本の法整備支援は寄り添い型の手法をとっていることを特徴としていると言われています。この寄り添い型というのは、もう一度説明しますと、支援の成果である法律や制度を相手国に根付かせるために、日本の法制度を押しつけるといったような方法ではなくて、相手国の立法や司法に携わる関係者と対話をしながら、その国の実情に合った法律や制度を共に考える手法のことを言っております。そして、これを支援協力の中で実践していく、そういうことをイメージしての言葉です。本日のお三方も、それぞれが寄り添い型を実践されているのではないかと思いますが、具体的なエピソードをご紹介していただければと思います。それでは、渡部さん、この点いかがでしょうか。

（渡部）　寄り添い型という言葉のご説明は、先ほど須田副部長からあったとおりで、たしかにこれは日本の支援の特徴の一つといえるかなと現地でも感じております。

具体的なエピソードは難しいのですけれども、先ほどご説明にあったとおり、ベトナムにおいても、日本の支援というのは、一部の国に見られるような、自国の法制度の輸出や普及を第一目的としているわけではなくて、相手の主体性を尊重した上で相手の国に合った法制度を一緒に考えていくということが基本的なスタンスだと理解しております。もちろん、我々は日本法の専門家なので、

日本の法制度の現状を一つメルクマールとして、それに基づいてアドバイスを行うことが通常ではありますが、何らかの交換条件としてそれらを押しつけたりするようなことは全くないと思います。

それから、長期専門家の常駐ですね、これも日本の支援の特徴の一つであろうと理解しております。ベトナムの場合ですと、必ずしも他の分野のことは把握しておりませんが、開発援助全体の専門家というのは他ドナーでもいらっしゃいますけれども、法・司法分野の専門家が常駐するという形での支援はあまり多く見られないように思います。もちろん、これは各ドナーの考えによるので、一概にどれがよいと言えるものではないと思いますが、やはり、法律の専門家が常駐することによる相手との信頼関係の強化、これは大きなメリットであろうと思っております。相手方にとっても、例えば日本法の情報がすぐに欲しいというような場合には、我々に気軽にお願いをすることができます。先日も、新規の立法の検討が首相の指示などで至急必要になったということがあって、我々が勤務しているプロジェクトオフィスに司法省の担当者数名が来て、一緒に勉強会のようなことを行ったりもしています。

あるいは、こういった業務活動以外にも、一緒に食事をしたり、結婚式などのプライベートなイベントに呼ばれるということもあります。ベトナムの支援は 30 年近くになりますけれども、こういったことの積み重ねが、ひいては国と国との強い信頼関係の構築・維持につながっているといってよいのではなかろうかと思っております。

（須田） では、続きまして、このような寄り添い型の実践の点に関して、インドネシアの西尾さん、いかがでしょうか。

（西尾） 私も、あくまでインドネシア最高裁側の考えを尊重して、そこに問題点や不足のある点がある場合に、日本の考え方を伝えて、インドネシア側に取捨選択を委ねるという形をとっています。その中で、インドネシア側が自ら考えて身につけた知識やノウハウを自立的に普及させていってほしいと思っています。

具体的には、活動のうち研修に関するものについては、講師の育成を重視しています。つまり、将来の講師候補者であるインドネシアの裁判官を日本での研修に招待して、日本の知財に関する知識についてインプットをしてもらいます。その後、先ほど紹介したショートコースで実際に講義を担当してアウトプットをしてもらいます。そういったプロセスを繰り返しています。ショートコースでは私も一部の科目について講義を担当しますが、単に研修の参加者に日本の知財に関する知識を紹介するだけではなくて、インドネシア側の講師にも聞いてもらって、あるいはアドバイスをして、その後の自分の講義に役立ててもらうということを重視しています。インドネシア側の講師が十分に育成されれば、最終的には自分たちの力だけで後進を育てていくことができると思っています。

このような寄り添い型の支援は結果が出るまでに時間がかかり、効率が悪く見えるということもありますが、先方の信頼を得られる形だと思っています。既に説明したとおり、JICA と日本国の法務

省は、2015 年に開始した前プロジェクト以降、最高裁に知財の支援をしていますが、当初は最高裁本庁舎内にオフィスを貰うことはできず、民間のビルの一室を借りて活動をしていました。ところが、現プロジェクトが開始した 2021 年からは、本庁舎内にオフィスを提供してもらうことができました。JICA 専門家も、最高裁の職員に準ずる形で、ワクチンの接種をさせてもらったり各種イベントに招待されたりしています。最高裁長官にもショートコースの意義を理解してもらって、その成績優秀者の報告を求められるなど、最高裁長官に直接お会いする機会も増えています。ある最高裁判事からは、「日本以外からも知財支援の打診を受けているところ、他国ともセミナー等の形での協力はしたいけれども、内部に入ってもらう形で支援をしてほしいのは JICA だけだ」という風に言われました。これからも、最高裁との信頼関係の維持発展のために、可能な限り力を尽くしたいと思っています。

（須田） やはり、お二人とも寄り添い型を実践されているということがよくわかりますね。しかも、相手のカウンターパートに溶け込んでいるというか食い込んでいるというか、非常に良い仕事をされているということがよくわかりました。

3. 寄り添い型とはいえ、支援対象国の意向と日本の意向が異なる場合、どのように対応するのでしょうか。

（須田） 法整備支援は法律分野、司法分野の相手国の課題を解決する活動を行うものですので、その相手国の考え方や実務での運用などに変更を求める助言をすることが必要となってくる場合があります。プロジェクトの進め方についても、より良い形を提案することが必要になってくる場合があります。その中で、すぐには相手国の関係者の理解を得られない場合というのも出てくるわけですが、長期専門家に代表される日本側と相手国側との間で意見の相違などが生じた場合、法整備支援の最前線の現場ではどのように対応されているのか。この点が気になるところですが、内藤さん、この点に関するご経験を紹介していただけますか。

（内藤弁護士） 前のお二人に説明していただいたとおり、私たちの活動は寄り添い型でやっていこうという全体的な認識でやっていますので、そうであるからこそというか、お互いの考えを提案し合って話していけば、どうしても意見が一致しないところは出てくる。それは仕方がないと思います。だからこそ、カンボジアの場合は、週に 1 回以上、頻繁に相手方の責任者と会合を入れて、お互いの意見が一致しないことがあっても粘り強く交渉して、落とし所というか、本当に何がよいかというのを粘り強く話し合いをしているということになります。つまり、この粘り強い話し合いというのがまずとるべき対応ではないかなと思っています。

このような交渉の話し合いの中で、では、何が柱になるか、どういう姿勢でやっていくかというのは、私が個人的に気をつけているのは、支援の対象国の国民がどう裨益するか、国民に対してど

ういった利益がもたらされるかというのを常に考えながら、そこに向けてお互いに話し合いをしていくことが大事なのかなと思っています。具体的には、相手方の責任者である司法省の高官の方々とも、森に入り込んで話し合いをするのではなくて、「最終的に、カンボジアの国民にとってどういった進め方が一番良いのか」という切り口で話していけば、相手方も同じ方向を向いて話し合っていけますので、お互いに譲歩しながら、「これがよいのではないか」という落とし所を見つけていけるのではないかと思います。

ただ、場合によっては、全く通用しなくて、こちらの意見が全部否定されることもありますので、その辺はバランス感覚で、引くところは引いて、引かないところは引かない。例えば、先ほど言ったように、相手方の国民にどんな利益がもたらされるかというところで、ちょっと違うのではないかと思うことを相手方が言えば、こちらとしては「いや、それは違うのではないでしょうか」と粘り強く言っていきますし、そうではなくて、例えば、国ごとにプロトコルがあって、日本側としては「そんな面倒な手続をするのですか」と一見思うようなことでも、相手方の文化ややり方がありますので、そこは尊重してやっていただく。そして、最終的に、法解釈の問題でも、意見がまとまらなければ、それは相手方の国の法令なので相手方の選択にお任せするというのが基本的な姿勢でよいのではないかなと思っています。

（須田） 内藤さんのお話をうかがい、相互の意見がすぐに合致を見ない状況でも、相手方の意見・考え方を尊重する、そういった姿勢が大事である。そういうことではないかと改めて感じました。

4. それぞれの国において、活動をするのに困難な場面は違うと思いますが、そのような困難な場面についてどのように対応されましたか。

（須田） では、さらに難しい話題を深堀りして、この「法整備支援のいざない」ならではの、ここでしか聞けない話をうかがいたいと思います。

内藤さんはカンボジア、西尾さんはインドネシア、そして、渡部さんはベトナムと、それぞれ別々の国において法整備支援の最前線でご活躍されているわけですけれども、支援活動をする中で、その国独特とも思える困難な場面に遭遇したことがあるのではないかと想像しているのですが、そのような状況についてどのように対応されているのかを教えていただきたいと思っております。いわゆるカルチャーギャップや、その国独特の、特有の慣習などのエピソードがあればご紹介ください。では、この話題は内藤さんからお願いいたします。

（内藤弁護士） 困難な場面に関する話が続いてしんどいといえばしんどいですが、例えば、一つ前のパネルディスカッションで戸部さんから紹介していただいたとおり、カンボジアでは 1970 年代でも内戦が続いていて、知識人の大量虐殺があって、政権が終わった頃には裁判官、検察官、弁護士という法律家がほとんどいなくなってしまいました。法律家そのものがいない、法律を学ぶとき

の先生がいないという特殊な状況にありましたので、それが影響して、今の実務家についても、法令に関する知識が成熟していない印象というのは否定できないと思います。具体的には、国が違っても法律実務家であれば共通認識を持てるような、基本的な法的素養を前提にした議論がうまく理解してもらえないという場面がたくさんありました。そうすると、結局その基本的な素養のところから噛み砕いて説明しないといけないので、前提の話に時間がかかるというのが一つの困難な場面かなと思います。これは説明するしかないのですが、スピードがゆっくりになってしまいます。もちろん個人差はあって、ものすごく優秀な方もたくさんいらっしゃいますし、そうではない方もいて、そのバランスが、他の国よりは人材の不足があるのだなという印象です。

また、先ほど「法律家がいなかった」と申し上げましたが、書物についても同じで、知識人の虐殺とともに、法律文書とか、知識階級が拠り所にしているような、我々でいう基本書とか判例とかいったものも焼かれてしまいましたので、そういった意味でも人材不足に深刻な影響を与えていると思います。

このように人材が不足している中で、それでも、例えば司法省であれば必要な法令を作っていかなければいけませんので、それが起草担当者にとってすごく重い責任になっているのではないかなと私は感じていました。それもあってか、単に司法省に人がいなくて忙しいからなのかわかりませんが、私が直面した具体的な困難としては、理解が一番進んでいるような相手方の責任者が、他の仕事もあったりとか、「この起草は難しいからあまりやりたくない」と思っていたのかもしれませんが、我々との会合に半分以上欠席してしまうというような事態はありました。これに対しては、試行錯誤でしたが、まずこちらから、面倒な作業を厭わず手を動かして、例えば法令の条項案を作って、それのコメンタリーも入れて、「こういった条項でどうですか」という作業をして、それをうまく相手に伝える。そうすることで、「ああ、JICA の専門家はこんなに頑張ってくれているから、私も嫌だからといって欠席しているのではなくて、きちんと出席しよう」と思ってくれていたようです。少なくとも、相手方の担当の偉い方からそういったお言葉を頂きました。

あと、これは他の専門家も代々言ってきたことですが、カンボジアの方は答えを求めてくる。日本の学者や教授の先生からも聞いたことがありますが、日本の大学生もその傾向がちょっとあるのかもしれないですけれども、答えが知りたい。その答えに至るまでの過程についてはあまり喋らないし説明もしないとか、「私はそういう立場の人間ではないので答えられませんので、答えを教えてください」とか、そういったことを言ってくる方が多いのが印象的でした。これについてはもうどうしようもないので、対処としては、「いや、何でもよいから喋ってください」と待つ姿勢しかないのかなと思っています。

あとは、先ほど言ったように、実務書・法律書があまりないので、日本が民法や民事訴訟法を起草支援していましたから、カンボジアの裁判官がそのまま JICA の専門家に（カンボジアの民法や民事訴訟法について）質問してくる。しかも、その分量がかなり多い。本来のプロジェクト、法令の

起草支援とか書式例の作成とかの支援と同じぐらいの分量で法律の質問が来るので、それに対応することが専門家側のマンパワー不足として問題になったりはしていました。これについても、やる気のある裁判官の質問にはすぐ答えたいのですが、とはいえ、我々のプロジェクトの活動もしないといけないということで、そのバランスの問題も困難な場面であったとは思います。

（須田） カンボジアの歴史ゆえの困難があるということがよく分かりました。では、続いて西尾さん、インドネシアではいかがでしょうか。

（西尾） インドネシアの裁判所は、若手の裁判官に優秀な方が多いと感じるのですが、上司の前では発言がしにくいとか、上司がいないと話が進まないといったことが見られて、それが原因で活動を進めるのに困難が生じる場合があります。例えば、先ほど言いましたとおり、現在は商標のガイドラインを作成しているのですが、日本だと、それぞれの章やパートごとに担当者を決めてドラフトを作成してもらい、それを叩き台にして全体会議で議論をするといったような方法をとることがあります。しかし、インドネシア最高裁では、上司がいない場面で各自がドラフトを作成してくるのはなかなか難しいです。そのような方法ではガイドラインを完成させることはできないのではないかと思っています。

ですので、ホテルでの合宿形式で、夜遅くまで、上司に会議を仕切ってもらいながらドラフトを一から作成していくというような方法をとっています。長い時間をかけて話し合ってもドラフト作成が全然進まないといった日もあるのですが、それでも、着実に進むのはこの方法ではないかと思っております。

ちょっと毛色は変わりますが、文化的なものでいいますと、インドネシアは約 8 割 5 分、あるいは 9 割がイスラム教徒なのですが、ラマダンという断食月があります。今年（2023 年）に関しては 3 月 23 日から 4 月 21 日までででした。この間は、日の出から日没までは一切の飲食をしませんし、日没後の夕食のために早めに帰宅して準備をしようとするので、プロジェクト活動を進めることがやや難しくなります。その後は、レバランという断食明け大祭があり、今年は 5 月 2 日頃まで休暇を取って里帰りをする人が多くいました。そのため、このような宗教上の活動や慣習を理解して、その前後に活動を進められるような計画を考える必要があります。

（須田） 宗教との関係は大変そうですね。でも、お話をうかがっていて、さすが西尾さん、いろいろ工夫されているということがわかりました。そういった深い洞察と緻密な分析は、裁判官という実務法曹としてのお仕事の経験が活かされているのだろうという風に感服しました。では、最後に、この話題に関して、ベトナムの渡部さん、いかがでしょうか。

（渡部） 困難さということで、2 つほどコメントしたいと思います。

1 点目は、先ほど他の方からも出ている話に関連しますが、業務の進め方についてです。当然、国によって業務の進め方とか仕事の仕方、あるいは発想の仕方、いろいろなものが異なっていますので、いくら日本人的には非効率なやり方に見えても、それに合わせて進めないと物事が動かないという面はあると思います。例えばベトナムでは、スケジュールがギリギリまで決まらないとか、決まったはずのことが後で何度も変更されるということが、日常茶飯事というぐらいよくあります。これは決して悪意があってやっているわけではないし、ベトナム国内はこれで回っているということもあるのですけれども、やはり、日本人的な感覚で見ると、なぜそうするのか理解できないことも多いと思います。

それから、例えば法律上の課題について検討するときに、具体的にどういうことが課題で、あるいは、その原因は何かといったことについてあまり明確にしないまま、抽象的な議論を繰り返すことが多い。これも、日本人的な感覚で見ると、これでは議論する意味があまりないのではないか、そういったことを感じることもあります。それで、掘り下げようとするのですが、なかなか期待する答えは返ってこないで時間切れ、といったパターンもよくあります。

我々現地専門家はこういったことにも慣れなければいけないし、次第にベトナム流のやり方にもなじんできて、完全ではないにせよ、ある種の対応能力というのは身についてきます。けれども、ベトナムに必ずしもなじみのない、日本におられる専門家の方などにご協力いただく場合には、やはり、そういったギャップに関して、我々専門家が日本とベトナムの間に立って、双方の理解を深めるようないろんな調整をしなければいけないという面があるかなと思います。

それからもう 1 点、長期専門家の役割の一つとして、日本の法制度を説明するというのがありますが、これをいかにわかりやすく説明できるかという話です。多くの場合、限られた時間しかないため、その中でベトナム人が理解できるように説明を工夫しなければならないということになります。当然ながら、法制度は目に見える技術ではなくて、概念や考え方の話なので、これを言語、文化、慣習あるいは政治体制が異なる相手に、さらに、通訳を介して伝えるというのは相当困難な作業であり、日本人に説明するのと同じやり方ではうまくいかないことがほとんどだろうと思います。

特に、我々が説明する相手というのは、決して日本法を自ら学びに来ている留学生のような方々ではなくて、多くの場合は、私の場合ですと国家機関の人たちで、それも、かなりベテランの方々が多かったりもします。そういった相手に理解してもらえる、伝わる説明をするために、こちら側も相手国のことを一生懸命勉強して、いろいろと工夫をしなければならないという困難があります。これはやり甲斐であるとも言えますけれども、そういった難しさがあるかなと思っております。

（須田） お三方とも共通して、日本側だけから物事を観察するのではなく、相手国の方々、相手国の文化、歴史、考え方などの事情に思いを致して、想像力を逞しくして、工夫しながらお仕事をされているのだということがよくわかりました。

5. 生活面で楽しいことや大変だったこと

（須田） それでは、次に、少し柔らかい話題をお話しさせていただきたいと思います。お三方とも、いずれも 1 年以上の長期にわたって現地に駐在して法整備支援活動に従事されている、あるいはされていたわけですけれども、私自身もラオスの生活を十分に楽しんだ経験がございます。生活面での楽しいこと、大変だったことなどを紹介していただきたいと思うのですが、この話題はまず西尾さんからお願いします。

（西尾） 先ほど説明したとおり、私は幸いにも、裁判官として任官した後に、アメリカとインドネシアという 2 つの国で生活する貴重な機会を得ることができました。外国語というツールを使って外国人とコミュニケーションをとることで、視野が広がったという面が間違いなくあると思います。インドネシア最高裁は、仕事面では英語でやりとりをすることが多いのですが、難しい内容にわたる研修とかでは日本語とインドネシア語の通訳を依頼しています。ただ、面白いのが、通訳を介すと、普段日常会話を楽しんでいるインドネシア人でも、まるで他人と話をしているように感じます。やはり、人間関係を築くためには、直接自分の言葉でやりとりをすることが大事であって、これは AI 通訳等の技術が発達したとしても変わらないのではないかと思います。

また、インドネシアでは英語を話せない人も多いので、インドネシア語という言語を話せないといけない場面も多いです。ただ、これは世界で最も簡単な言語と言われていて、多くの日本人が、日常会話程度はできるようになると言われています。私も、英語だけでなく、インドネシア語もある程度できるようになったことで、コミュニケーションの幅が広がりました。

また、アメリカでは、特にアジア人にとっては様々な面で暮らしにくい面もあったのですけれども、インドネシアのジャカルタは年間を通じて比較的快適な気候です。治安も悪くなく、食事にも困りません。特に、インドネシア人は非常に親日で、日本語の学習者も第 1 位の中国に次いで第 2 位、70 万人ぐらいと言われています。とても親切な人が多いという風に思っています。また、子育てという面においても、英語でコミュニケーションが行われるような学校や幼稚園も多くて、幼い頃から国際感覚を養うことができます。

他方、ジャカルタは、もう大阪ぐらいは発達しているのではないかと感じているのですが、地下鉄があまり発達していません。ですので、世界有数の渋滞大国として知られていて、私も、通勤や日常生活とかは自家用車を利用していますが、空いていれば 20 分ぐらいでも、下手をすると 2 時間ぐらいかかるという日もたまにあるということで、これが唯一の弱点かなという風に思っています。

（須田） 交通渋滞、雨の日はかなり大変そうですね。では、次に、渡部さん、ベトナム生活はいかがですか。

（渡部） ベトナムも、支援対象国の中ではかなり経済的に発展していますので、もちろん、日本の

ような高品質や安全性まで求めると厳しいのですけれども、普通に生活する上では、家族も含め、大きな困難は感じておりません。

ただ、思い返してみると、私は 10 年前に ICD の教官として初めて国際協力業務に参加させていただきましたが、当時はアジアの国にほとんどなじみもなくて、何か国か短期出張で出させていただいた際は、途中でお腹を壊すとか、体調を崩すことも何度かあったことを思い出します。

現在、実際にベトナムに長期で住んでみると、体の慣れというのもあるのかもしれませんが、幸いにも大きな問題はありません。ただ、ハノイの場合、大気汚染が非常にひどいので、例えば、子供の通っている学校では、ある汚染指数が基準値を超えると外での活動を休止するといった措置がとられたりもしています。

それから、コミュニケーションですけれども、業務は基本的に通訳を介して行いますが、生活とか日常的なものは、相手によって、英語を使ったり、基礎的なベトナム語を使ったり、あるいは、周りの人に助けてもらったりといろいろです。もちろん、うまく伝わらないこともあるのですが、それぐらいは海外生活では当然で、むしろ楽しみの一つだと思っています。ただ、ベトナム語はいわゆる声調言語で、発音が大変難しい。カタカナで書くと 1 つの言葉なのに、微妙な発音やトーンの違いで何種類も違う単語になったりするので、その点はかなり苦労をしています。

それから、海外に駐在する楽しさということでは、やはり、世界の広がりということだと思います。ハノイに駐在されている日本人の方だけでもいろんなバックグラウンドを持った方がいらっしゃいますし、それから、世界各国の援助の専門家、外交官、民間企業の方々、あるいは国際機関の方々などと交流する機会もあります。そういった面では、日本よりは国際色が高いようにも思います。そういった環境におりますと、外国から見た日本という視点で物事を考える機会も出来ますので、日本で当たり前、常識と思っていたことが、グローバルな視点で見るとどうなのかということを考える機会も出来たりして、非常に有意義だなと思っています。

（須田） 私は、実は渡部さんと約 10 年前に ICD の教官として一緒に仕事をしていたことがあるのですけれども、今のお話をうかがっていて、当時、渡部さんは東南アジアよりも欧米の出張回数のほうが多かったことを思い出しました。その渡部さんの体がベトナムになじんで、お腹を壊すこともなくなったと聞いて非常に安心しました。

では、次に、内藤さん。勝手な想像で、カンボジア生活をすこぶる満喫されていたのではないかと思っているのですけれども、カンボジアの生活はいかがでしたでしょうか。

（内藤弁護士） そのとおりですが、生活において楽しかった面としては、もちろん、西尾さんや渡部さんのおっしゃるとおり、国際色豊かな出会いとかもありますし、教育が安いというのもいろんな日本人から聞いています。教育というのは、インターナショナルスクールのような所に、日本のような「これは手が出ないよ」といった金額ではなくて行かせてあげられるとかいうのもありました。

もっと身近な話でいうと、カンボジアは非常にフルーツがおいしくて、特にマンゴーについては、日本では数千円とかいった金額でないと買えないようなものよりもおいしいマンゴーが、1つ100円もしないような金額で道端で売っていたりとかしますので、そういった点はすごくよかったなと思います。

あと、個人的な話ですけれども、私は肩こりをするほうなので、マッサージが 1000 円もいかないような金額で受けられるというのも非常に助かりました。

あとは、交通の面ですね。西尾さんもおっしゃっていましたが、カンボジアはまだそこまで都市に人口が集中していないというか、集中はしていますけれども、人口自体が 2000 万人もいないので、そこまで渋滞はないのです。ただ、やはり暑いので、移動は車に乗りたいところですが、タクシーが少し高いので、トゥクトゥクという、かわいい小さめのタクシーみたいなものがあるのですけれども、呼べばすぐ来ますし、非常に安いので、移動はすごく楽でした。

困難というか、あまりよくなかったことは、今振り返ればそんなにはなかったのですが、あえて言うならば、カエルとかタランチュラとかヘビとか大きなアリとか、そういったものを食べる習慣があり、それは最初はちょっと慣れませんでしたが、食べているうちに慣れてきて、むしろ、大きなアリはおいしいのではないかと、好物の一つにしてもよいくらいに今は至っております。

性格上も、カンボジアの方は日本人に少し似ているところもあると個人的には思っていますので、そんなに違いは感じませんでした。結局、文化によってズレはあるけれども、最終的には、人それぞれ、いろんな人がいて、その中で気の合う人もいれば合わない人もいるということなのだと思いました。

全体的に、タランチュラはちょっと駄目でしたけれども、それ以外は話のネタになる程度の困難しかなかったかなと思います。まとめると、須田副部長がおっしゃるとおり、「楽しんだ」の一言だと思います。

（須田） 内藤さん、本当はタランチュラも大好物なのではないかと思うのですけれども（笑）。ちなみに、私はラオスでの生活の時に、思い込みの激しいラオス人の女性のプロジェクトのスタッフから「昆虫食が大好き」だと誤解されて、しばらくの間、地方出張の度に昆虫食がいっぱい売っているローカルマーケットに毎回連れていかれるというひどい目に遭いましたけれども、それも今となっては楽しい思い出になっています。

6. それぞれの国の法整備支援は今後どのようになっていくと思いますか。

（須田） それでは、最後にお一方ずつ、今後、それぞれ派遣された国の法整備支援がどのようになっていくと思うか、どういうことを希望するかということをお話しいただければと思います。

（渡部） 今後のことはよく聞かれるのですが、いつも答えに窮する質問であります。ベトナムは、依然として課題は多いものの、基本的な法制度はそれなりに整って、それを運用する国家機関の役人ですとか法律家もある程度育ってきているといってよいだろうと思います。単なるイメージですけれども、仮に理想状態が 10 割だとして何割ぐらいかというと、個人的な感覚では、5 割とか 6 割とか、それぐらいできているといってよいような気もします。ただ、人によっては、まだ 3 割だとか、あるいはもっと上だとかいう評価もあるかもしれません。これに関しては、客観的な、あるいは世界共通の評価基準があるわけではないと思いますし、仮に評価できたとしても、どこまで支援を続けるかというのは、外交的な要素なども絡みますので、単純に言えない面があります。

個人的には、ベトナムがこれから発展していく中で、日本の経験が引き続きベトナムに役立つということであれば、リソースがある限り続ければよいなと思っております。ただ、支援の進め方についてはいろんなバリエーションがあると思いますので、必ずしも従来型の支援にこだわる必要はないのだろうとも思います。

理念的には、従来的な「支援をする・される」という関係から、より対等な立場に立った協力関係に移行して、意見交換を通じて互いの法制度を高め合うという考え方もあって、これを実際にどういう形で実現できるのかはもっと検討しなければいけないのですけれども、いずれにしても、これまで約 30 年にわたって積み上げてきた協力関係、それから信頼関係がありますので、これは何らかの形で今後とも維持されるであろうと考えております。

（西尾） インドネシアは、いわゆる「グローバルサウス」の中でも重要視されている大国で、海外にとって魅力のある国です。多くの国が法整備支援にも関与したがっています。知財分野については、既にオーストラリアは支援をしていますし、アメリカ等も支援を申し出ているようです。たしかに、法分野によっては他国のほうが進んでいるものも多く、インドネシアとしてもそのような国に支援を求めようとするかもしれません。他方で、既にお話ししたとおり、他国と比べて、日本の支援は寄り添い型であることもあってか、少なくとも最高裁では他国よりも信頼され、より内部に近い存在として扱われているように感じます。外国人のために最高裁の本庁舎内にオフィスを提供するなどということは、普通は考えにくいのではないでしょうか。

ジャカルタの街並みを見ると、もう既に経済大国のように見えるのですが、よく見てみると、司法や立法といった分野はまだまだ不十分だという風に感じています。ですので、今後もインドネシアは日本に対して支援を求めてくると思いますし、日本も可能な限り支援をしていくべきだと思っています。これは、インドネシアだけではなく、ひいては日本の国益にも適うものと思っています。仮に、JICA、ODA による法整備支援自体が終わったとしても、それまでに築いた良好な関係を基礎にしつつ、法務省や裁判所等を通じたセミナーやシンポジウムといったものを通じた協力関係を築いていければよいのではないかと私は考えています。

（内藤弁護士） カンボジアについては、私の個人的な見解ではありますが、法整備支援という切り口でいえば、全体的にまだまだ産みの苦しみの中なのかなと。その点が、ベトナムなどとは段階が違うのではないかと思います。

今後やっていくこととしては、大きく言えば「法令を含む制度の整備の支援」と「法律家の養成」という 2 本柱でしょうが、これは、どちらかから先にやって、終わったら次のをやるというのではなくて、同時に並行して少しずつ進めていく。だからこそ時間がかかるのかなとも思っています。

その意味で、カンボジアの司法省からは、私が赴任していた頃も、今もですが、「これも支援してほしい」というお話はたくさん来ていますので、今後も続けていくべきだと思っています。

（須田） 本日、渡部さん、西尾さん、内藤さんのお話をうかがい、お三方とも自然と、いわゆる寄り添い型の手法を実践されていて、そして、ダイナミックなお仕事をされていらっしゃるということを改めて実感しました。ご参加の皆様にも、それが少しでも伝われば幸いです。

これにて、2 つ目のパネルディスカッションを終了したいと思います。お三方、ご協力どうもありがとうございました（一同拍手）。

（菊地） 皆様、どうもありがとうございました。

総括質疑

（菊地） それでは、総括の質疑応答を始めさせていただきます。皆様、たくさんのご質問をありがとうございます。まず最初に、会場にいらっしゃる方からご質問を受け付けたいと思います。

（Q1） 今日は有益なお話をどうもありがとうございました。根本的なところで恐縮なのですが、海外における法支援というと、我が国と相手国との一対一でやるのでしょうか。それとも、我が国とA国、B 国、C 国みたいなのが、ある分野については A 国、ある分野については日本、という風にやるのか。その辺りはいかがでしょうか。

（須田） 今日主にご紹介した、法務省が関わっている民商事分野の法整備支援のほうは、一対一でやっていることがほとんどでございます。例は少ないのですけれども、日本に複数の国の方をお招きして、共通のテーマで共同研究といったことをやることも実施しております。ただ、外国に出ていって、支援の対象とする国々を複数まとめて何か法整備支援事業を行うといったことは、現在の取組みとして実施しているということはありません。

他方で、刑事分野のほうでは、法務省の中に刑事分野の司法支援を専門としている部署がございまして、そこは、多数の国から研修員を集めて共通テーマで研修を実施するということを、

JICA さんの協力を得ながらやっている実績がございます。

ですので、民事分野では取組みは少ないのですけれども、刑事分野ではそういった形のことは実際にやっているという風にご理解いただければと思います。

（Q2） 本日はお話をありがとうございました。今されていた質問と少し重複する部分があるのですけれども、経済発展が著しいというか期待される、今回出てきた東南アジアとかにおいて、特に企業活動と関連する会社法や労働法、知財法、競争法などの分野というのは、おそらく他の先進諸国もある程度、自国企業の進出を優位に進めるためにも支援したいという思惑を持っている部分があるのかなと想像いたします。そういった場合に、例えば、先ほどのお話で、インドネシアの知財でオーストラリアも声を上げているとかいうように、1 つの国に対して複数国が支援を競合する形で行うということがあるのかどうか。

また、そこから派生して、もしそういった競合があるのだとしたら、自国の法に近いものを、押しつけるという言い方はよくないですけれども、そういうものをスピーディーに支援することで、早い段階で、先行者の利益というか、既成事実化を図るような場合もあるのかなと思うのですが、それに対して日本の寄り添い型の支援というのはどのように対応しているのか。

それから、いくつかの国の支援が競合すると、言い方は悪いのですが、虫食い式になってしまって、法律内部で矛盾が生じてしまったりするおそれがあるのかなと思うのですが、そういう場合の調整とかいったものはどのように図っているのか。複数あって申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

（須田） 非常に重要な点をついたご質問だと思います。企業活動に関する法分野は他国のドナーも関心が高いというのはおっしゃるとおりです。また、ドナー間の競合があり得るというのもご指摘のとおりでございます。そういった場合にどういうことに取り組んでいるかというと、我々は「ドナー協調」というような言い方をしていて、もしかすると私よりも JICA の芳村さんのほうがその辺りは詳しいかもしれませんが、虫食い式になったり無用な重複があったりということがないように、支援の準備の段階から、ドナー間の競合があり得るのかどうかということも含めて調査をして、場合によっては他国の支援機関との意見調整などもしながら、例えば、日本であればどの部分でどういった支援をやっていくのか。裁判官の教育を例に挙げると、裁判官教育をする中でも、日本の支援のこれまでの経験から得意分野というものがいくつか出てくるのですけれども、そういったところに注力して日本の支援を行い、他国にはまた違った得意分野でやっていただくように調整するとか、そういったことを工夫してやっております。

そういった発想でこの法整備支援をしているのは日本だけではなくて、他の支援機関も無駄な資金投入・人力投入は避けたいところなので、ドナー間の調整の協議や意見交換には応じてくれるのが普通でございます。いろいろ思惑はあるのかもしれませんが、ドナーの一方的な、あるいは

偏った考えや発想によって、支援を受ける側の国に不利益にならないように、そういった配慮でドナー協調を行って、今問題意識を持たれているような事例が発生しないように努力しているというのが現場での法整備支援の営みかなという風に思います。

（内藤部長） 国際協力部長の内藤（晋太郎）と申します。先ほどの質問に対して若干の補足説明をさせていただきます。たしかに、おっしゃるように、様々な国、特に開発途上国におきましては、法令間の不整合というものは現実的な問題として生じている例が多いといえると思います。これには様々な理由があって、ドナー間で調整を行うものの、それがうまくいかなくなったというケースがあったり、最近の国際化などの進展によって、各国において多数の法令を短期間に作成する必要があるという状況も一つの理由かもしれません。

そのような状況に対応するために、昨今、先ほどのインドネシアの例もそうなのですけれども、法務人権省に対する私どもの支援、JICA が行っておられる支援として、法令の不整合をいかに解消するかということも一つの法整備支援のテーマとなっております。そのような取組みも通じて、そういった問題の解決に努めていこうという形をとっている例もあるということを付け加えさせていただきたいと思います。

（Q3） お話ありがとうございました。今日のご説明や資料の中では特に東南アジアの話が中心だったと思うのですけれども、それ以外の地域での実績であったり、これから支援される予定といったものはあるのでしょうか。

（芳村） 伝統的には、今日お話のあったような東南アジアを中心に法整備支援を進めてまいりましたけれども、最近では、南アジアですとか、また、今年度（2023 年度）からはアフリカのほうでもビジネス法の関連の研修を実施しようとしておりまして、私たちとしても、東南アジアだけではなくて、さらに南アジアですとかアフリカに展開していこうという戦略は立てております。

あと、これは競争法の分野になりますけれども、例えば、タイとかマレーシアにも私たちは協力しているのですが、そういった国々は執行機関の能力もかなり高まってきているので、逆に、そういった国々が他の途上国に対して協力をしていくための協力、協力の仕方のノウハウの伝達とか、そういったところでの協力も進めているというのも一つあります。

（Q4） 本日は様々なお話を聞かせていただきましてありがとうございました。2 点質問させていただきます。

1 点目は、判決書の公開に関することでございます。お話の中では、何となく、例えば知財の話とかですと、日本も含む海外・国外の企業がその国で何かビジネスをするにあたって、予測可能性を確保するなどの観点から、判決書が公開されているとよいといった話が一つあったかと思います

が、支援の対象となっている各国国内において、判決書を公開することの意義だとか、どういうところに問題意識を持っているか。その上で、日本に対してどういう支援を求めているかということについて、もう少し詳しく話をお聞きしたいと思います。

2 点目は、やや個人的関心からニッチな質問になってしまうのですけれども、今日のお話では、やはり市場経済化の影響もあって、民事法、商事法分野での支援が、刑事は別にあると思いますけれども、そういうお話が多かったと思いますが、頂いている資料を見ておりますと、一部の国では行政法分野での支援もしていると見受けております。例えば、最近だとウズベキスタンが挙げられるかと思います。行政法分野といっても、行政手続法分野と行政訴訟法分野の両方あると思うのですけれども、支援の対象となっている各国からはどのようなニーズがあって日本に支援を求めているのかについて、ぜひお聞きしたいと思います。

（内藤弁護士） 1 点目のご質問の判決書公開について、カンボジアの例ですが、おっしゃるとおり、予測可能性を強化するという趣旨で判決を公開しているというのが一つ理由として挙げられます。

あとは、透明性ですね。これは講学上も言われていると思いますけれども、判決を公開してもよいような司法手続をやっているという意味で、透明性が高まるというのも目的の一つにあります。

あと、これは表現が難しいですが、今、カンボジアの裁判官は頑張って能力を向上させているところですので、そういう意味で、公開されることを前提に、より良い判決を書くというモチベーションにつながるという意味でも、判決公開制度はあったほうがよいということもあります。

あとは、国際スタンダードとして、「判決が公開されている国か否か」というのが順位づけの要素の一つになっていたりするので、そういった意味でも、カンボジア政府として判決公開制度を整備していきたいという目的もあるとは思います。

（須田） 2 点目のご質問につきましては、かつて、名古屋大学の先生を中心に、行政法分野の立法支援を日本がやった実績がございます。ご指摘のとおりの行政手続法とか訴訟法というものをウズベキスタンで立法したのですけれども、今、その運用の支援を法務省が間を取り持ちつつ実施しているところであります。ですので、ニーズといえば、出来上がった法律の運用の支援のほうを、起草に携わった先生方と、あとは、その分野のウズベキスタンの専門家の方々と一緒にやっているという状況です。

（Q5） 相手国からの評価というのは、どこかで閲覧できますでしょうか。

（芳村） 相手国からの評価が一覧でまとまっているようなものというのは、私の知る限りではございません。単発で、カウンターパートであった機関がホームページ等で公開する場合もあるかとは思

いますが、統一して相手国からの評価を公開するということはしていないと思います。

逆に、JICA としては、事業が終了した後に事後評価という形で評価をすることになっており、こちら側が事後評価をするに際して相手国へのヒアリング等も行いますので、そういった形で相手国の評価が私たちの評価の中で垣間見えるというところはあるかと思っております。

（菊地） チャットでいただいたご質問をご紹介させていただきます。「日本国内における法曹としての実務経験を経ずに、海外での法整備支援に関与する方法はありますか」という質問を頂いております。

（芳村） 法曹資格なしで法整備支援に携わる方法としては、いくつかあると思っております。

まず、大規模なプロジェクトをやっている国、今ですと、例えばベトナムやラオスというような国には業務調整の専門家というものを置いておりますので、間接的にではありますけれども、現地で法曹の専門家が活動するためのお手伝いをするような専門家という形で参画していただくのが一つかと思います。

あとは、各国にあります JICA の事務所のほうで、企画調査員というようなポストもございます。そこはもう、そのポストで「こういう仕事をする」というのが決まっておりますので、例えば、ガバナンス分野、法整備分野の企画調査員のポストがあれば、そこで携わっていただくと、現場からは少し離れてしまうかもしれませんけれども、JICA の一員として法整備に携わるというやり方もあるかと思います。

（菊地） たくさんのご質問を頂いているところ大変申し訳ございませんが、時間の都合上、ただいまの質問を最後の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

連携企画告知

茅根　航一（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

傘谷　祐之（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）

松尾　弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授

省略

閉会挨拶

田内　正宏（国際民商事法センター監事・弁護士、前駐ノルウェー日本国大使、元東京高等検察庁検事長）

皆様、本日は、午後いっぱい、この「法整備支援へのいざない」に参加いただき、誠にありがとうございました。会場、そしてオンラインを通じて参加いただいた皆様、熱心にご議論に参加いただき、ご質問もいただいてありがとうございました。そしてまた、法務総合研究所国際協力部の方々にも、いろいろと準備、設営、進行、そして、パネルディスカッションをしていただき、誠にお疲れ様でした。ありがとうございました。

私は、今ご紹介にありましたように、国際民商事法センターという公益財団の監事をしております。同センターにつきましては、先ほど松尾先生のお話の中にも出てまいりましたが、法整備支援が開始した当初の頃よりこれに携わり支援してまいりました公益財団でございます。

本日は、国際協力部、そして、長期専門家の方々からの説明がございましたけれども、こういった取組みを通じて、多くの方々に法整備支援を理解し、関心を持っていただき、できれば参加していただくことになれば非常に幸いなことだと思っています。

長期専門家の方々から説明がありました法整備支援について、あまり知られていないところもあるかと思いますが、例えば、今日のお話の中で、言葉の問題、長期専門家はどんな言葉を使って法整備支援をしているのかというようなことについても、非常にわかりやすい説明があって、ご理解いただけたと思います。また、いろいろな苦労のある中で、大きなアリを食べることとか、昆虫食とかの楽しみがあるということもわかっていただけたと思います。私自身といたしましては、長期専門家の方々が、いろいろ日本の法律や制度を相手国に伝授しようとする、けれども、究極のところでは、相手国自体、そして、相手国の人々に最善のものを伝えようとしているというお話をうかがい、非常に感服した次第であります。

法整備支援は 30 年の歴史があるわけですけれども、30 年の中で、基本法典を整備するという非常に大きな成果を上げ、、法制度の運営、そして、人材育成という面でも大きな成果を上げて、一つの時代を築いたと感じております。ただ、法というものは次々と変わり、進化していくものであります。また、開発途上国の中には、スピードを持って法制度を進化させていくところもあるでしょうし、なかなか時間がかかるというところもあると思います。お話を聞いていますと、インドネシアでは、まだまだ法的な安定性という面で改善すべきものがある。あるいは、カンボジアでは、まだ法典の起草や司法の運営について支援の要請がある。ベトナムについてもしかり、というようなお話がありました。これから、さらに引き続いて、日本に対する法整備支援の要請は続くと思われます。

日本では、つい 1 週間前に G7 の広島サミットがございましたが、その中で、G7 は、この法整備支援が非常に重要なことであるとして首脳コミュニケで言及しています。法の支配の徹底ということ

は、世界的に見れば、もう、一番重要なことであるという認識であろうかと思います。それに向かって我々日本も進んでいかなければなりません。

日本の法整備支援は、政府、裁判所、弁護士会、大学、学者、研究者の皆さん、JICA、国際民商事法センター等、官民挙げて取り組んできたということが一つの大きな特色であろうかと思います。私の記憶では、法整備支援が始まった頃、特に基本法典の整備につきましては、学界の重鎮の先生方が皆さん総出で、学界ぐるみでこれを支援いただいた、そのおかげをもって基本法典の整備も成し遂げることができました。今後も日本といたしましては、各界協力して、国を挙げて法整備支援に邁進していくことが必要と思っております。

法整備支援の背景につきましては、今回あまりお話に出ておりませんし、最近はそういうことは言われないのかもしれませんけれども、明治時代に日本が西欧の法典を取り入れた時の経験がありますので、「東南アジアの国々でそれが必要となった今、今度は日本が法整備支援をしてやろうではないか」と、そういう気構え・気概が、法整備支援が始まった頃には非常に大きくありました。私が国際協力部長をしている頃にも、それが非常に強く感じられました。それが基本法典の整備等に結実したのではないかと思いますけれども、そういった、国を挙げての高揚感というものが感じられた時代でした。

そうした法整備支援に携わられた先生方の多くの方がプロボノ活動として携わられたということについては、深甚なる敬意を表したいと思っております。プロボノ活動と申しますのは、学者や弁護士さんといった専門家のボランティア活動として、この法整備支援に当たられたということであります。

当時、私が国際協力部長であった時には、三ヶ月章大先生にもいろいろとご指導を頂きました。三ヶ月先生は、「決して他国に日本の法律を教えてやろうと思うなよ」ということを言われておりました。「日本の法律家、プロフェッショナルなロイヤーがこれからさらに育っていくことが必要なのだ。世界に通用するような法律のレベル、これを日本が目指すべきなのだ」ということをよく言われておりました。「日本は、西欧から取り入れた時の経験を、今、開発途上国・新興国の方々、体制移行国の方々に伝えるのだ。そういう意味で、上から目線で教えてあげるということではなく、共に、より良い、そして、世界に通用する法律を目指して切磋琢磨するのだ」ということを言われていました。

国際協力部や法整備支援がこれから取り組む分野として、最先端の取引なり IT 技術に関するものなり、そういった新しいものに対する法整備支援が必要になってくるわけでありますから、それに相応する実力を日本としても備えていかなければなりません。法律の実務家で法整備支援に携わる人も、やはり切磋琢磨して力を蓄えていく必要があると思っております。また、法整備支援が、基本法典の整備から、さらに、新しい分野での支援ということになりますと、対応といたしましても、一方的に日本から途上国、開発国に伝えるというだけではなくて、双方向に学び合うというような形もこれから必要になってくると思います。

ところで、先ほども申し上げましたが、1 週間前の（2023 年）5 月 20 日、G7 広島サミットでは、首脳宣言で「法の支配による国際秩序の維持・強化」ということを強調いたしました。日本の法整備支援は政府開発援助・開発協力としてやってきたものでありますから、当初より、自由や民主主義、基本的人権の尊重、そして、法の支配の徹底ということを目指してやってきたものであります。

ただ、現在の国際情勢からして、法の支配についても新興国・途上国等の理解と協力を求めつつ推進している状況だと思われます。それで、日本がこれまでやってまいりました地道な法整備支援というものを今までやってきた相手国には理解していただいておりますので、そういった日本の支援を今後も継続して、法整備支援に対する一層のご理解とご協力を得られることを願いまして、私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会

（菊地） 田内様、ありがとうございました。そして、長い時間ご参加いただきました皆様、ご登壇いただきました皆様、本日は誠にありがとうございました。本日のシンポジウムをきっかけに、少しでも法整備支援の分野に関心を持っていただけましたら大変嬉しく思います。

最後に、アンケートのお願いと、本日の資料に関するお知らせです。本シンポジウムをより良いものとしていくために、アンケートへのご協力をお願いいたします。オンライン参加の皆様は、本イベントを退出いたしますと自動的にアンケートフォームが立ち上がります。そちらのページにおいてアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。また、本日のシンポジウムで撮影・録音した内容につきましては、後日、当部のホームページや機関誌「ICD NEWS」にその内容や写真を掲載させていただく場合がございます。その旨ご了承ください。

この後の教官との座談会に事前申込をいただいた方々につきましては、場所のご移動がございます。ご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。

以上をもちまして、「法整備支援へのいざない」を閉会いたします。本日は、多数の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル
TEL：（03）3505-0525 FAX：（03）3505-0833
E-mail：icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当：青木